

放射性物質汚染対処特措法の施行 状況に関する取りまとめ

～資料編～

放射性物質汚染対処特措法の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者（＝東京電力）等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国
原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体
国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者
誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

基本方針の策定等

- 環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める
- 環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等の処理に関する基準を設定
- 国は、統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

検討

- 国は、法律の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等

①除染特別地域(国直轄地域)

環境大臣による 除染特別地域の指定

※旧警戒区域・計画的避難区域に相当

たむらし みなみそうまし かわたたまち
(田村市、南相馬市、川俣町、
ならはまち とみおかまち かわうちむら おおくままち
楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、
ふたばまち なみえまち かつらおむら いいたてむら
双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の
11市町村)



環境大臣による特別地域内
除染実施計画の策定

国による除染等の措置等の実施

②汚染状況重点調査地域 (市町村除染地域)

環境大臣による対象地域の指定
(放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト
($\mu\text{Sv/h}$)以上の地域)

※0.23 $\mu\text{Sv/h}$ は汚染状況重点調査地域の指定基準であり、除染の目標ではない。(注)

市町村長による調査測定

市町村長による除染実施計画策定

市町村長等は除染実施計画に基づき
除染実施区域において除染等の措置等を実施
(国が予算措置)

(注)一日24時間のうち、①8時間は屋外で過ごす②16時間は遮蔽率の低い(0.4)木造住宅で過ごす、という慎重な仮定の下で、個人線量1mSv/yを空間線量に換算。

原子力事業所内の土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた除去土壌等の処理

関係原子力事業者(東京電力)が実施

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に
基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の
焼却灰等の汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査
(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

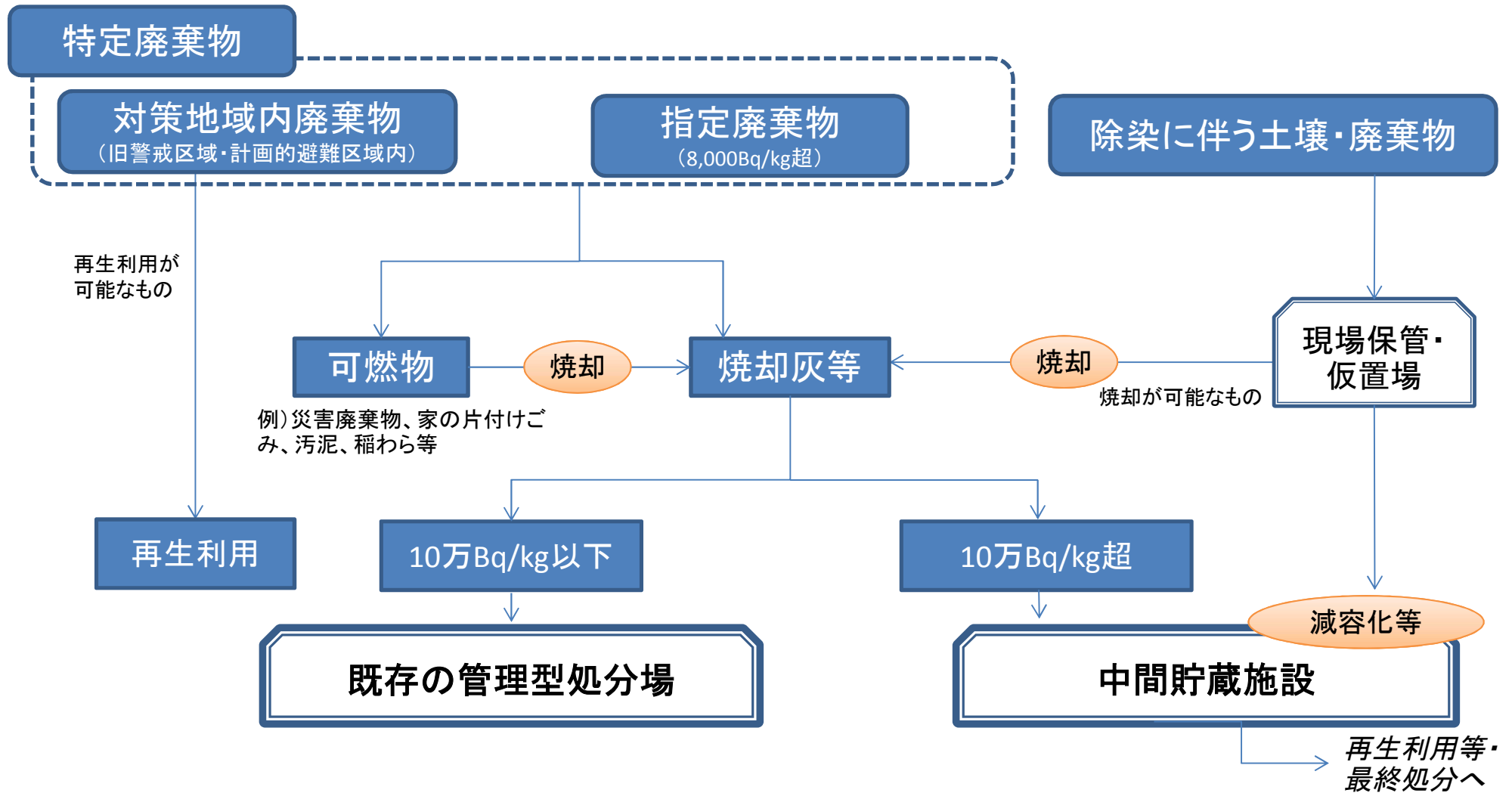
国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の基準を適用)

特定廃棄物及び除去土壌等の処理フロー(福島県内)

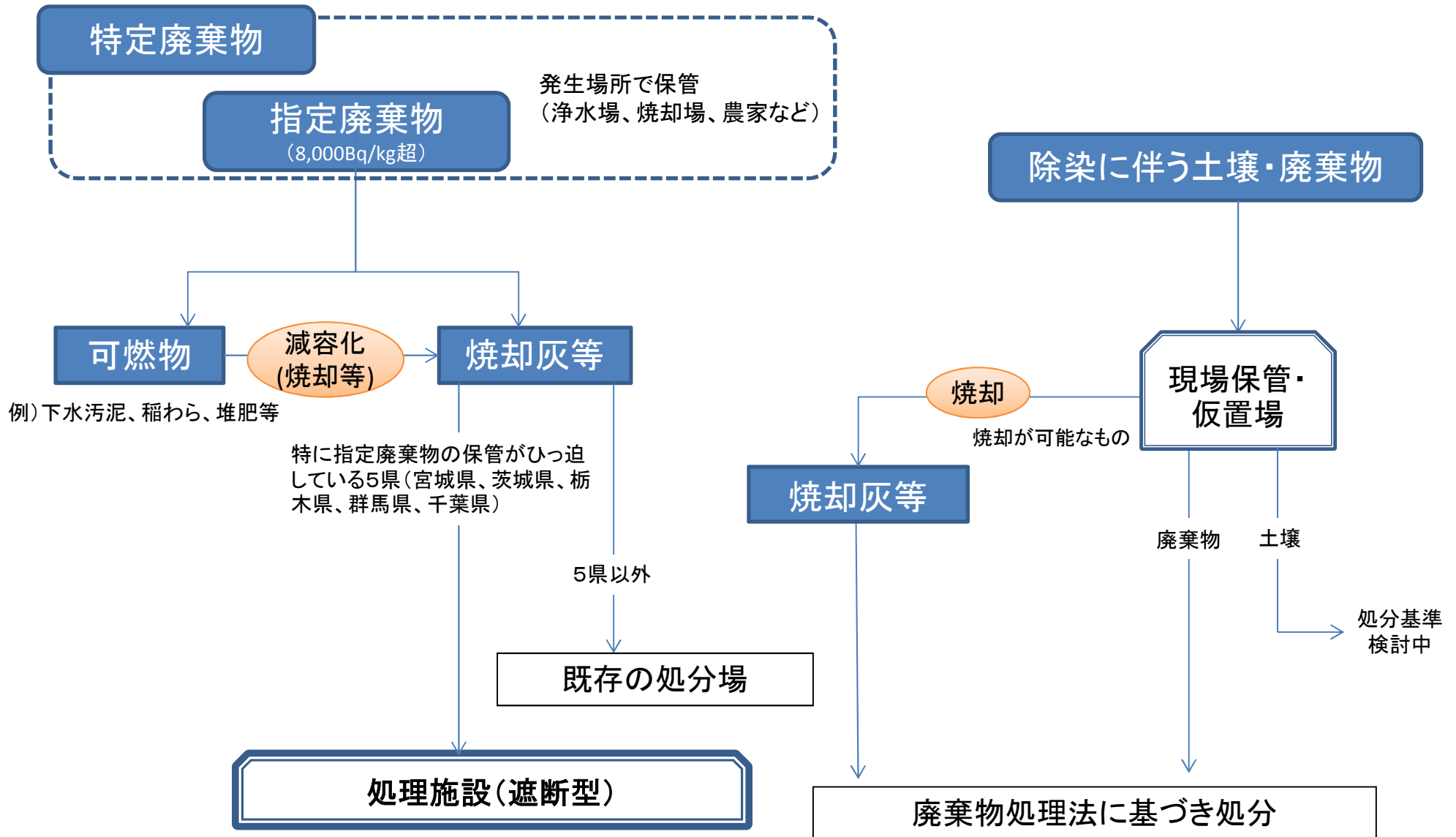


注) 特定廃棄物以外の8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。(一定の範囲については特措法に基づく基準を適用。)

注) 中間貯蔵施設の検討に当たっては、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

注) 除染廃棄物の専焼灰については、濃度に関わらず中間貯蔵施設に保管。

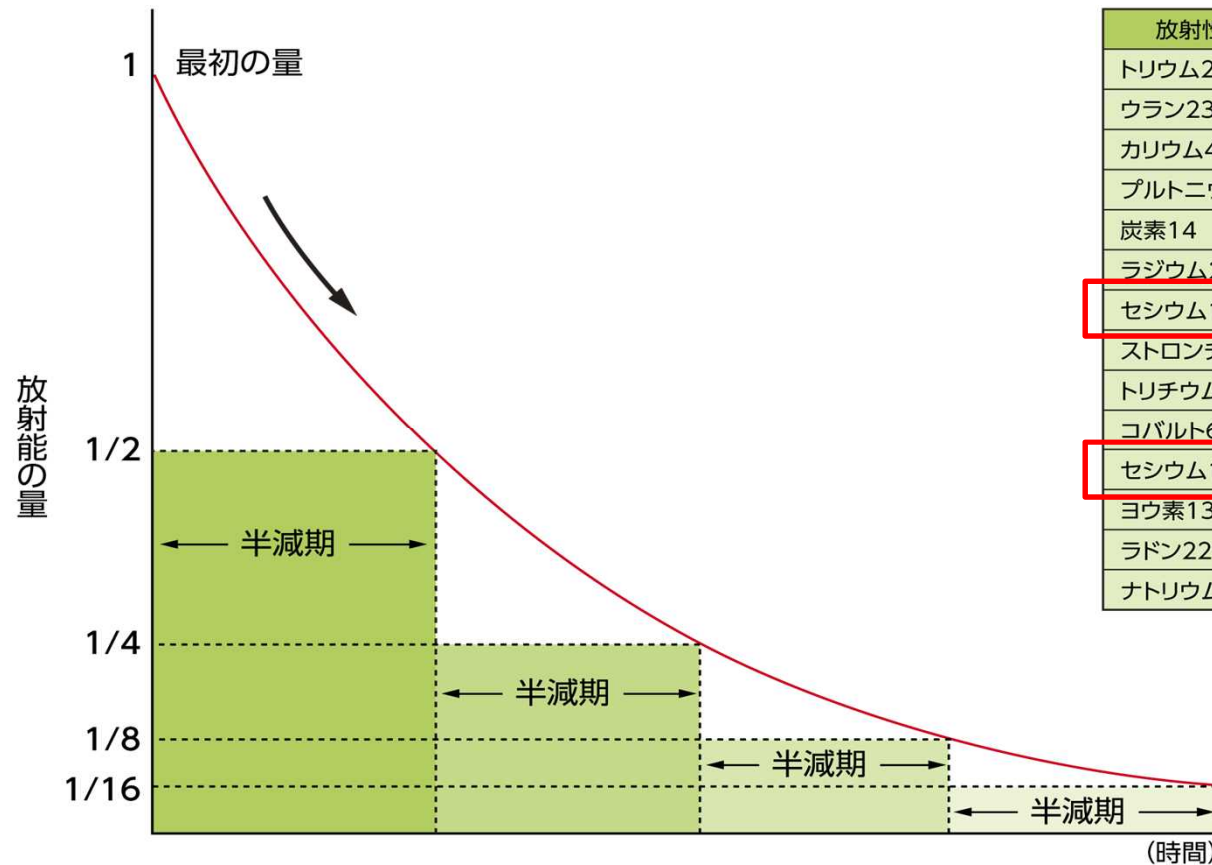
特定廃棄物及び除去土壌等の処理フロー(福島県以外の都道府県)



注) 指定廃棄物の処理後のモニタリングは国が実施

(参考)放射線の特徴

放射線を出す力（放射能）は時間の経過とともに小さくなる。



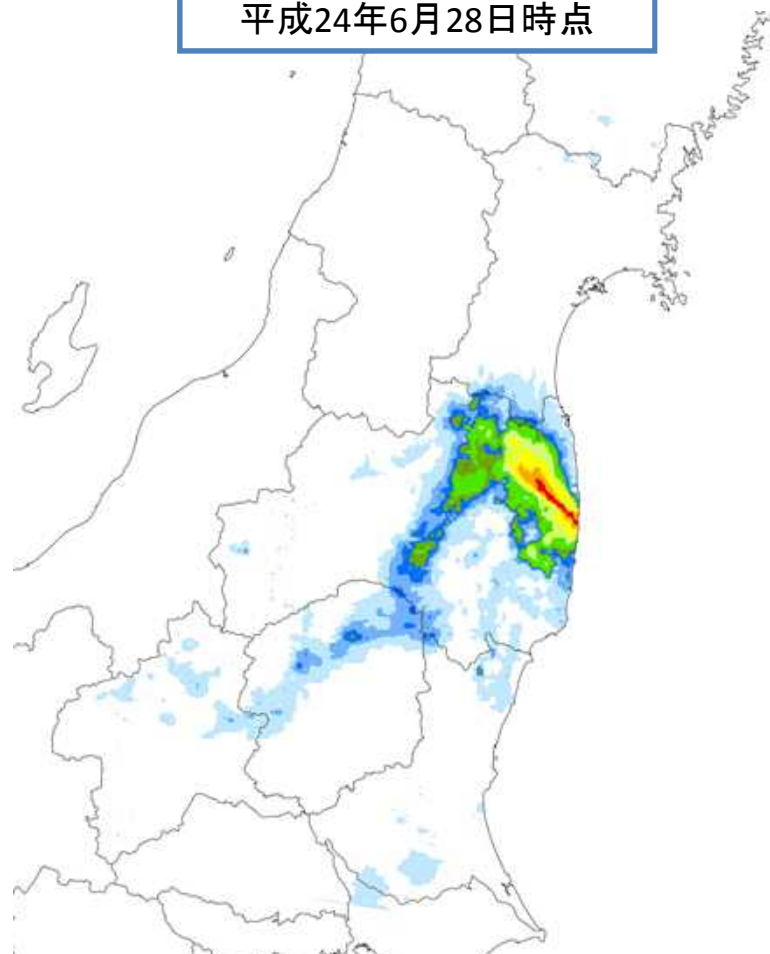
放射性物質	放出される放射線	半減期
トリウム232	$\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$	141億年
ウラン238	$\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$	45億年
カリウム40	$\beta \cdot \gamma$	13億年
プルトニウム239	$\alpha \cdot \gamma$	2.4万年
炭素14	β	5,730年
ラジウム226	$\alpha \cdot \gamma$	1,600年
セシウム137	$\beta \cdot \gamma$	30年
ストロンチウム90	β	28.7年
トリチウム	β	12.3年
コバルト60	$\beta \cdot \gamma$	5.3年
セシウム134	$\beta \cdot \gamma$	2.1年
ヨウ素131	$\beta \cdot \gamma$	8日
ラドン222	$\alpha \cdot \gamma$	3.8日
ナトリウム24	$\beta \cdot \gamma$	15時間

出典：「原子力・エネルギー」図面集2015

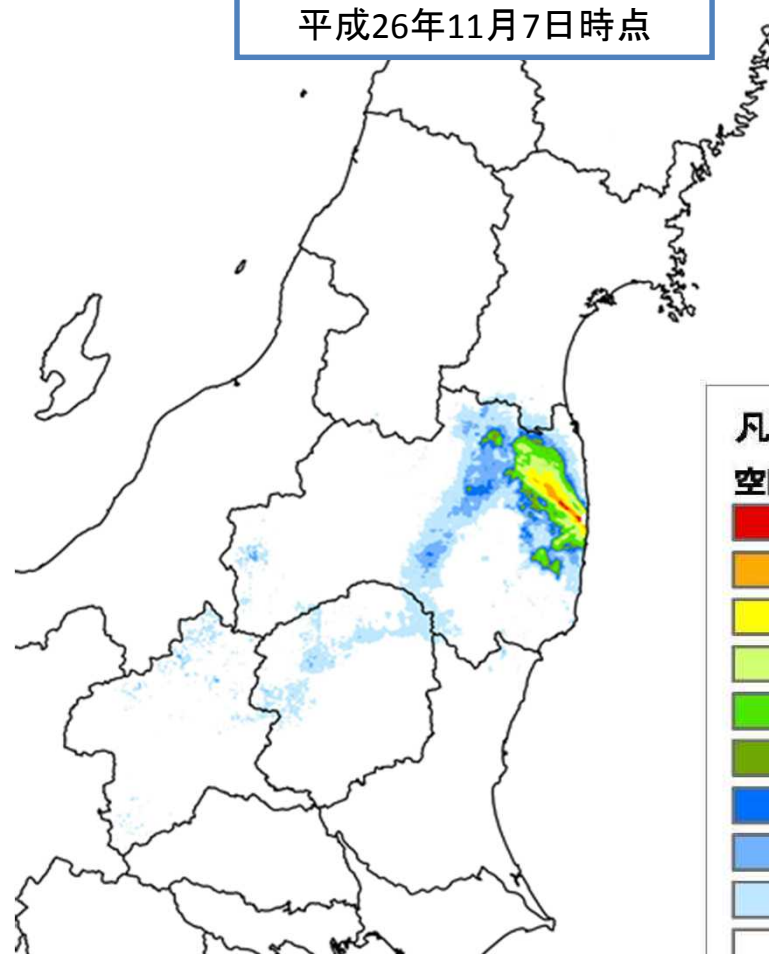
(参考)空間線量率の推移状況

・放射性物質の物理的減衰等により、空間線量率は低減しており、特に福島県外の地域において、汚染状況重点調査地域の指定の要件である $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回る地域が増加しつつある。

平成24年6月28日時点




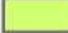








平成26年11月7日時点



凡例

空間線量率 ($\mu\text{Sv/hr}$)

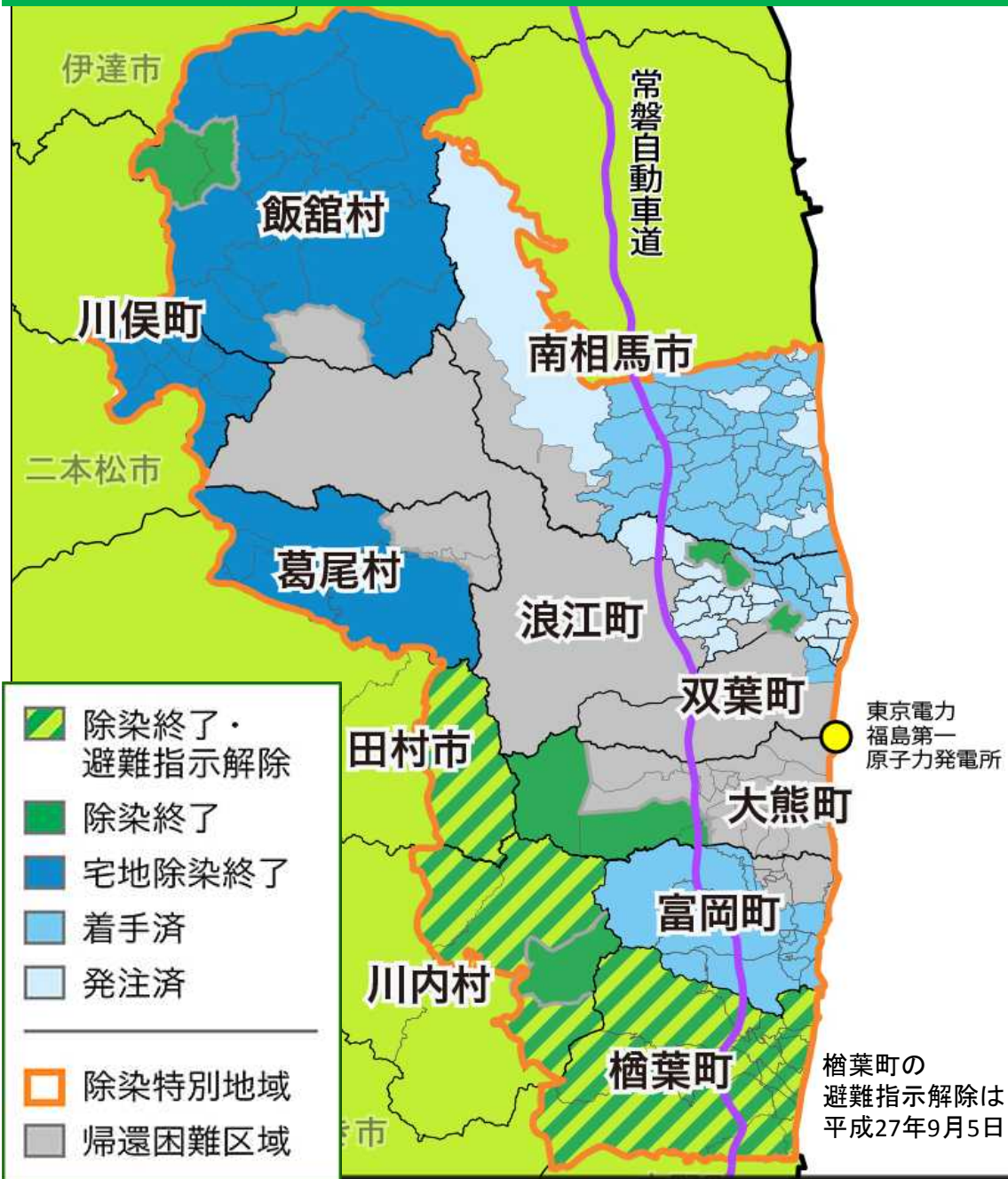
	$19.0 \leq X$
	$9.5 - 19.0$
	$3.8 - 9.5$
	$1.9 - 3.8$
	$1.0 - 1.9$
	$0.80 - 1.0$
	$0.61 - 0.80$
	$0.42 - 0.61$
	$0.23 - 0.42$
	$X < 0.23$

注1) 放射線モニタリング情報 (<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/index.html>) より環境省作成。

注2) 積雪のあった地域及びその周辺における空間線量率は、雪の遮蔽により、雪がない時に比べて減少している可能性がある。

除染の進捗状況

国直轄除染の進捗状況の概要（平成27年8月31日時点）



【各市町村等の状況と今後のスケジュール】

田村市	平成25年6月に面的除染終了 平成26年4月1日に避難指示解除
川内村	平成26年3月に面的除染終了 平成26年10月1日に避難指示解除準備区域の避難指示解除
楡葉町	平成26年3月に面的除染終了 (平成27年9月5日に避難指示解除)
大熊町	平成26年3月に面的除染終了
常磐自動車道	平成25年6月に除染終了 平成27年3月1日に全線開通
葛尾村	平成26年7月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
川俣町	平成26年8月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
飯館村	平成27年6月に宅地除染終了 平成28年内に残りの除染終了を目指す
南相馬市	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
浪江町	津波被災地域を除く地域については平成27年度内に除染終了を目指す 津波被災地域については平成27年度内に宅地除染終了を、平成28年度内に残りの除染終了を目指す
富岡町	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
双葉町	平成27年度内に除染終了を目指す

国直轄除染の進捗状況①（平成27年8月31日時点）

国直轄除染の対象となる11市町村の全てにおいて除染計画を策定済み。

うち、田村市、川内村、檜葉町、大熊町では除染計画に基づく面的除染が終了。残る7市町村では除染の作業中。

	除染対象 区域 人口(人) (概数)	除染対象 面積 (ha)(概数)	区域 見直し	除染の進捗状況				除染終了時期(目途) <small>注3)</small>		避難指示 解除	
				除染計画	仮置場等の 確保 <small>注1、2)</small>	除染の 同意取得 <small>注2)</small>	除染作業	宅地	宅地以外		
面的除染終了	田村市	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	終了	H25/6に終了		H26/4
	川内村	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	終了	H26/3に終了		H26/10 <small>注4)</small>
	檜葉町	7,700	2,100	H24/8	H24/4	確保済み	終了	終了	H26/3に終了		H27/9 <small>注5)</small>
	大熊町	400	400	H24/12	H24/12	確保済み	終了	終了	H26/3に終了		未定
宅地除染終了	葛尾村	1,400	1,700	H25/3	H24/9	確保済み	ほぼ終了	作業中	H26/7 に終了	H27年内	未定
	川俣町	1,200	1,600	H25/8	H24/8	確保済み	ほぼ終了	作業中	H26/8 に終了	H27年内	未定
	飯舘村	6,000	5,600	H24/7	H24/5	確保済み	ほぼ終了	作業中	H27/6 に終了	H28年内	未定
除染作業中	南相馬市	13,300	6,100	H24/4	H24/4	約9割	約8割	作業中	H27年度	H28年度	未定
	浪江町	18,800	3,300	H25/4	H24/11	約7割	約8割	作業中	H27年度	H28年度	未定
	富岡町	11,300	2,800	H25/3	H25/6	確保済み	ほぼ終了	作業中	H27年度	H28年度	未定
	双葉町	300	200	H25/5	H26/7	確保済み	約8割	作業中	H27年度		未定

注1) 仮置場の確保率は、必要とされる仮置場面積に対し、借地契約済みの仮置場面積が占める割合。

除染工事の進捗に応じて、仮置場の必要面積の増減が発生することがあり、その場合、確保率の割合が増減することがある。

注2) 「仮置場等の確保」「除染の同意取得」欄の括弧内は前月時点のもの。前月から変化がない場合、二段書きは省略。

注3) 除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した(終了する)時期を記載。

なお、同意を得られず面的除染の対象とならなかった場合でも、最終的に同意が得られれば除染を実施する予定。

注4) 川内村の避難指示解除準備区域であった地域が平成26年10月1日に解除され、居住制限区域であった地域は同日避難指示解除準備区域に再編された。

注5) 平成27年9月5日午前0時をもって、避難指示を解除。

国直轄除染の進捗状況② (平成27年8月31日時点)



除染等工事の進捗状況(実施率・発注率)は以下のとおり。

(単位: %)

平成27年 8月31日 時点	田村市		川内村		檜葉町		大熊町		葛尾村		川俣町		飯館村		南相馬市		浪江町		富岡町		双葉町		
	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	
宅地	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	32 (26)	100	19	100	54 (48)	100	11 (5)	100
農地	100	100	100	100	100	100	100	100	92 (86)	100	34 (32)	100	43 (42)	100	16 (15)	100	18	100	16 (12)	100	4 (-)	100	
森林	100	100	100	100	100	100	100	100	99.9	100	81 (77)	100	66 (57)	100	46	100	34	100	97 (82)	100	1 (-)	100	
道路	100	100	100	100	100	100	100	100	63 (53)	100	11 (6)	100	29 (28)	100	7 (6)	100	41 (40)	100	81 (78)	100	-	100	

注1) 実施率は、当該市町村の除染対象の面積等に対し、一連の除染行為(除草、堆積物除去、洗浄等)が終了した面積等が占める割合。
 注2) 発注率は、当該市町村の除染対象の面積等に対し、契約済みの除染等工事の対象となっている面積等が占める割合。
 注3) 「除染対象の面積等」「一連の除染行為が終了した面積等」「契約済みの除染等工事の対象となっている面積等」は、いずれも今後の精査によって変わりうる。
 注4) 二段書きの括弧内は前月時点のもの。前月からの変動がない場合は二段書きを省略。
 注5) 本表の実施率及び発注率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。

汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)における除染の進捗状況①

子どもの生活環境を含む公共施設等は、福島県内、県外ともに約9割の進捗を示すなど予定した除染の終了に近づいている。その他、住宅、農地・牧草地、森林(生活圈)の除染についても、福島県内、県外とも既に6割以上が発注されているなど、着実な除染の進捗が見られる。

なお、福島県外の58市町村については、約8割の市町村において除染等の措置が完了(19市町村)又は概ね完了(28市町村)している。(平成27年6月末時点)

○「汚染状況重点調査地域」として指定を受けている市町村：
(当初)104市町村 → (現在)99市町村

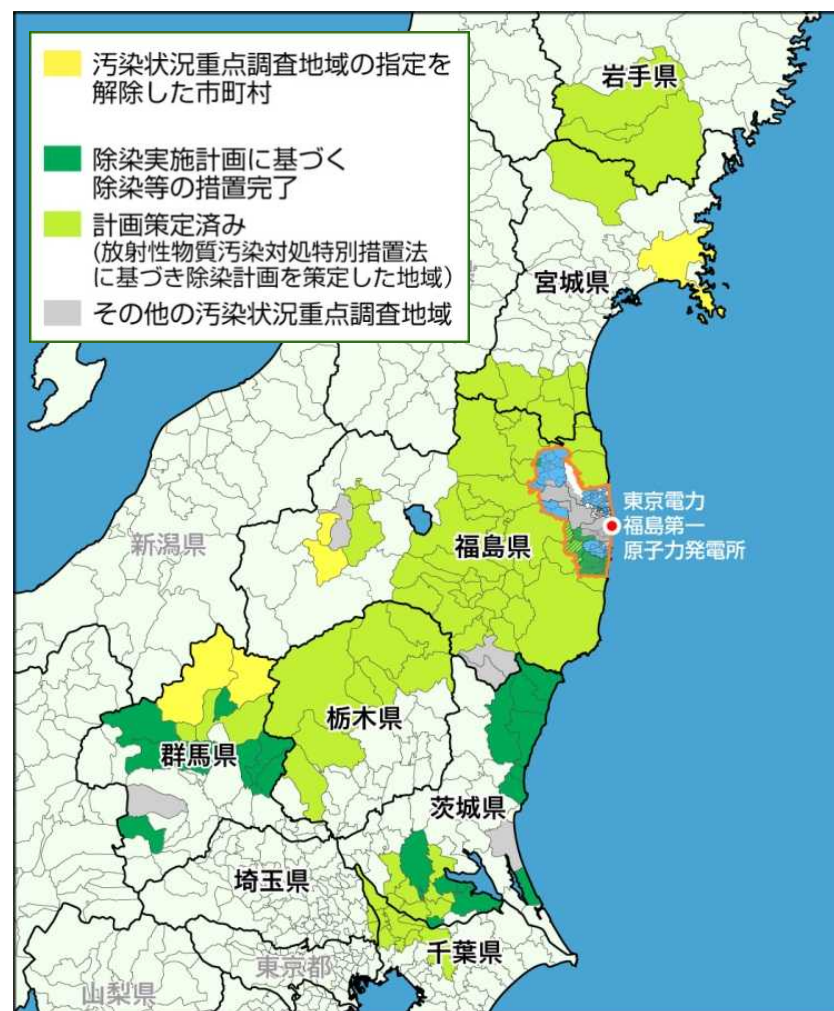
指定要件を満たさなくなれば、指定を解除することができる。
これまでに線量低下などの理由で5市町村が指定解除

○除染実施計画策定済み：94市町村
(当面策定予定の市町村全て)

○計画に基づく除染等の措置完了等：47市町村
(完了:19市町村 概ね完了:28市町村。引き続きモニタリング等を実施)

○計画に基づく除染等の措置継続中：47市町村
福島県内、県外の市町村では、除染実施計画において除染等の措置の完了時期は平成27年度または28年度である。

○福島県内における進捗状況(平成27年7月末時点)
公共施設等:約9割 住宅:約6割 道路:約4割
福島県外における進捗状況(平成27年6月末時点)
学校・保育園等、住宅:ほぼ終了 道路:約9割



汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況②

○福島県内

平成27年7月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		計画策定済		当面策定 予定なし
		完了	除染作業中等	
福島県	39		福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町、田村市、南相馬市、川俣町、川内村(36)	柳津町、矢祭町、埴町(3)
計	39	0	36	3

○福島県外

平成27年6月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村			
		計画策定済			当面策定 予定なし
		完了※2	概ね完了※3	継続※4	
岩手県	3		奥州市、平泉町(2)	一関市(1)	
宮城県	8		角田市、七ヶ宿町、大河原町、亶理町(4)	白石市、栗原市、丸森町、山元町(4)	
茨城県	20	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、稲敷市、東海村、美浦村、阿見町、利根町(12)	土浦市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、守谷市、つくばみらい市(7)		鉾田市(1)
栃木県	8		佐野市、矢板市、塩谷町(3)	日光市、大田原市、那須塩原市、鹿沼市、那須町(5)	
群馬県	10	桐生市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、東吾妻町、川場村(7)	沼田市(1)	高山村(1)	安中市(1)
埼玉県	2		三郷市、吉川市(2)		
千葉県	9		松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市(9)		
計	60	19	28	11	2

※2・・・除染実施計画に基づく除染等の措置は完了している。

※3・・・平成27年3月末時点で除染実施計画に基づく除染等の措置は完了しているが、未測定施設等における測定結果や、国(国有施設の管理者)や県(県有施設の管理者)等との調整により、必要に応じて除染実施計画を改訂して除染等の措置を継続する可能性がある。

※4・・・平成27年4月以降も除染実施計画に基づく除染等の措置を実施する予定である。

除染対象施設等の除染の進捗状況

福島県内 (平成27年7月末現在)	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	ほぼ発注済み	約9割
住宅	約9割	約6割
道路	約5割	約4割
農地・牧草地	約9割	約8割
森林(生活圏)	約6割	約5割

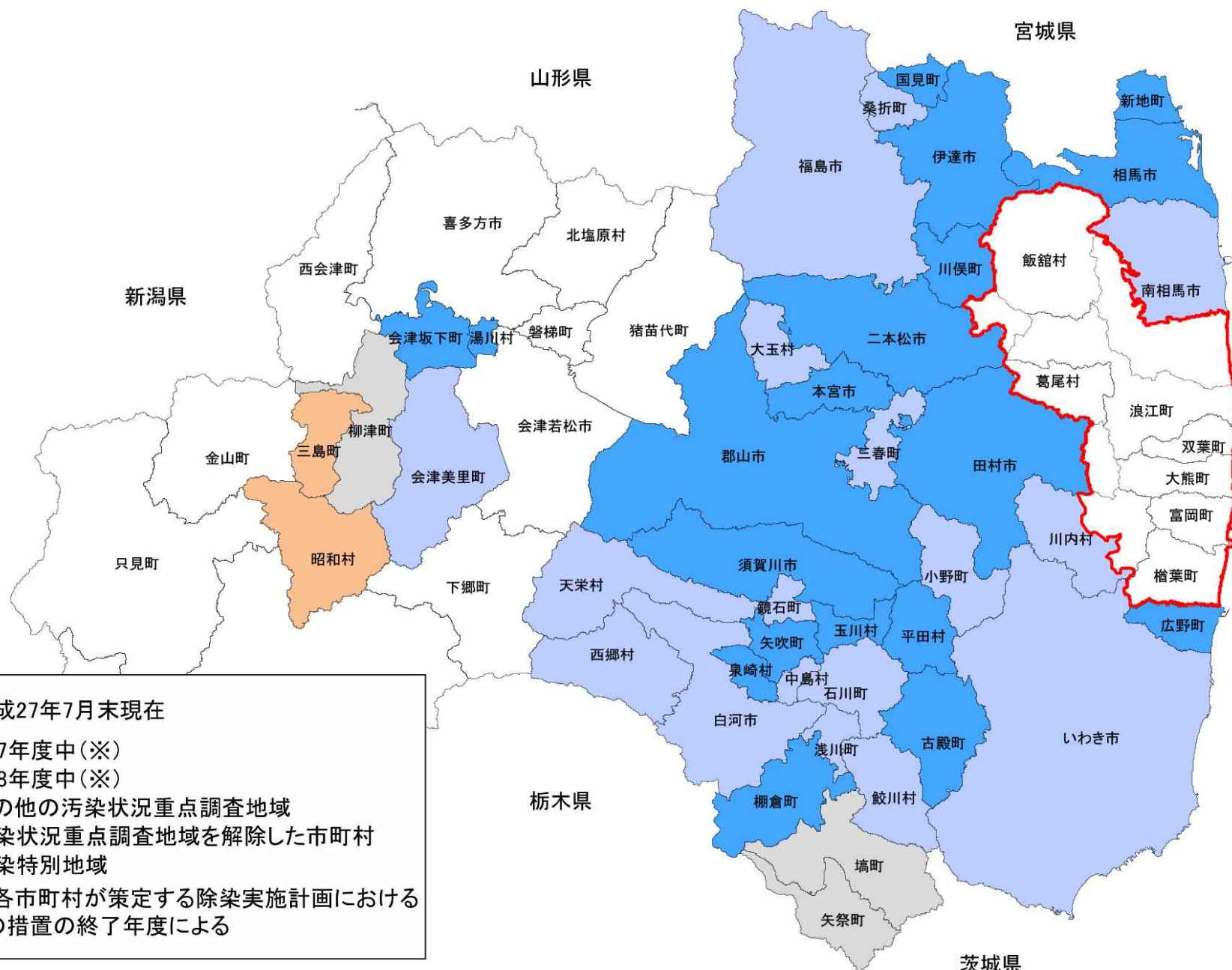
注: 福島県が行った調査結果を基に作成。

: 計画数は、今後の精査によって変更されることがある。

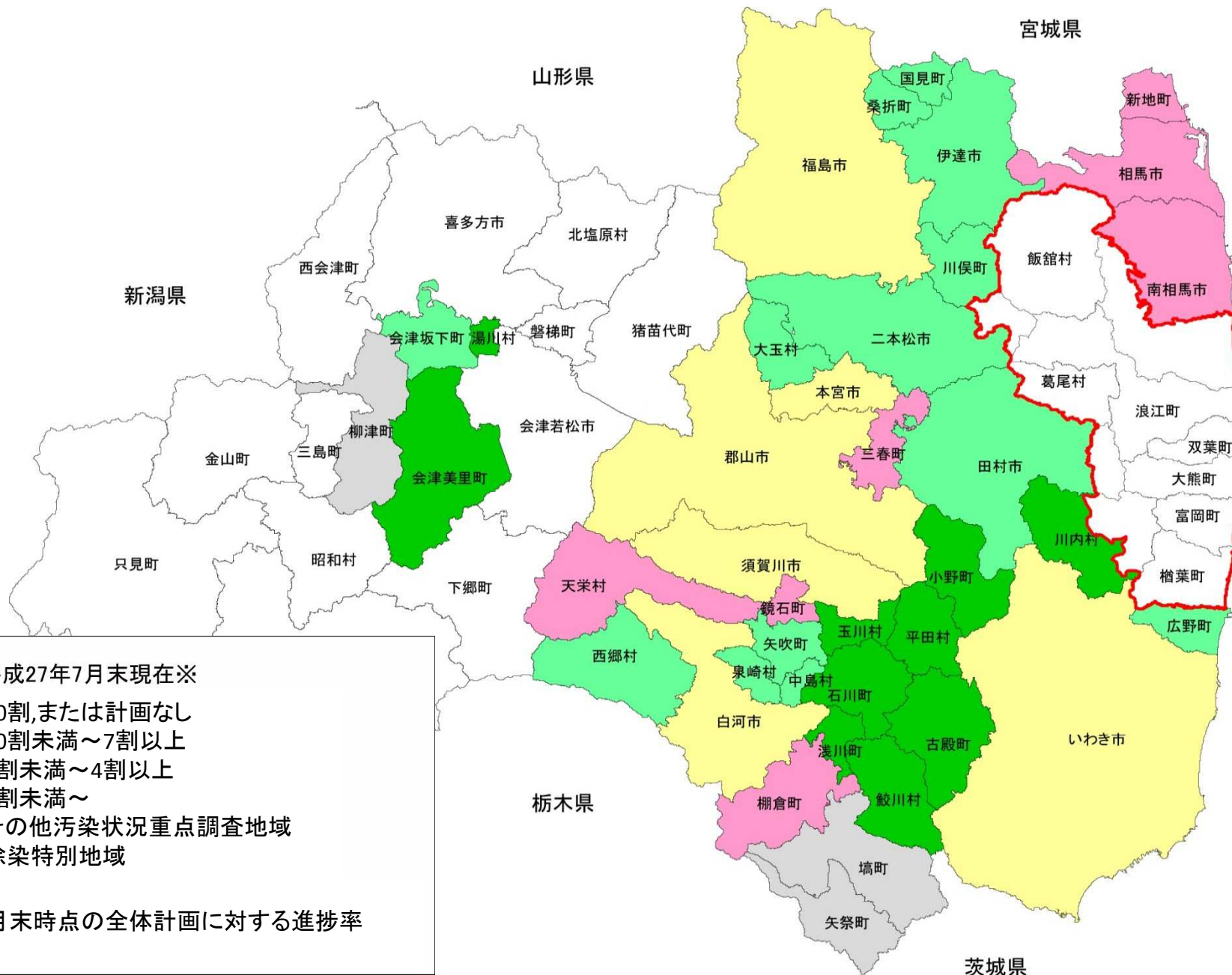
福島県外 (平成27年6月末現在)	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	ほぼ発注済み	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	ほぼ発注済み	ほぼ終了
住宅	ほぼ発注済み	ほぼ終了
その他の施設	約8割	約8割
道路	約9割	約9割
農地・牧草地	発注済み	終了
森林(生活圏)	ほぼ発注済み	ほぼ終了

注: 予定数は平成27年度6月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もある。

汚染状況重点調査地域における除染実施計画期間：福島県内

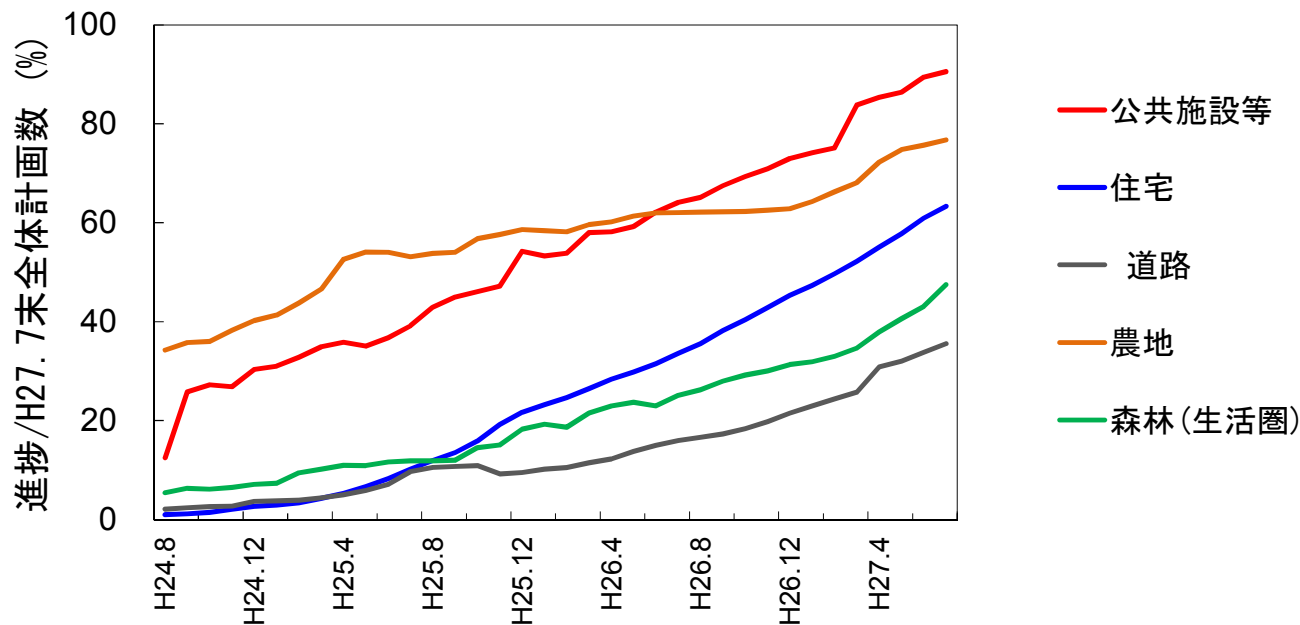


汚染状況重点調査地域における住宅の除染進捗状況：福島県内

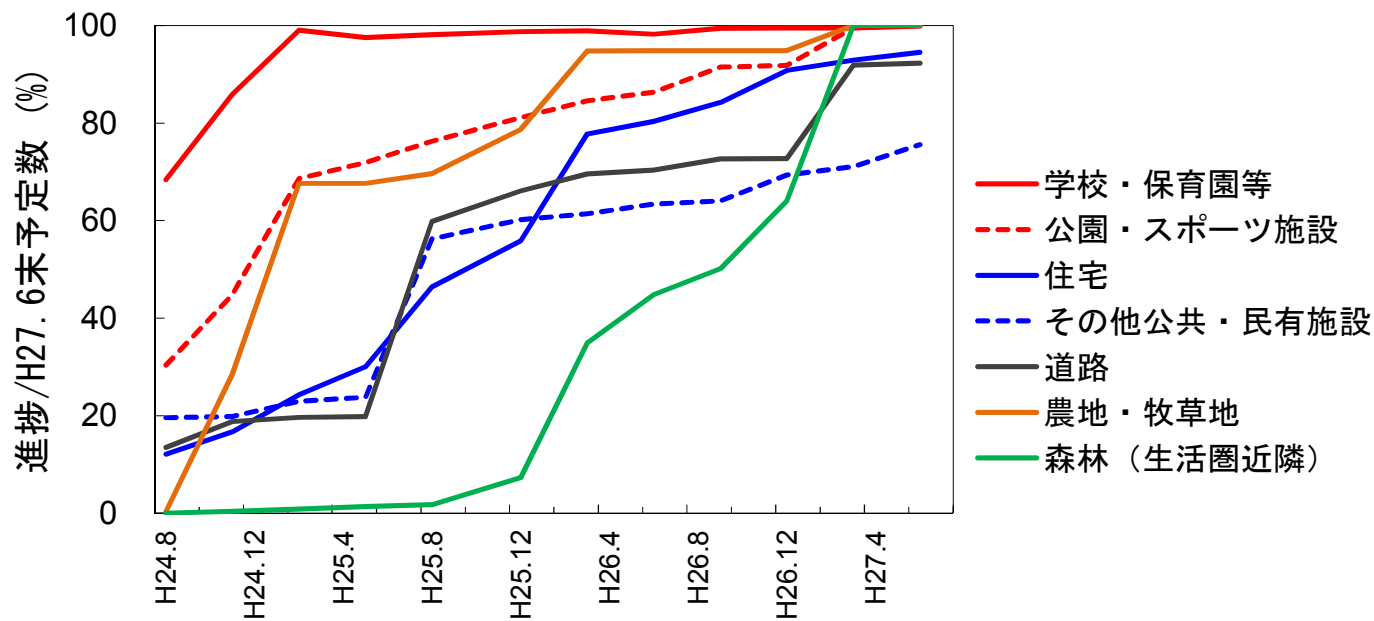


除染進捗推移について

福島県内 進捗推移

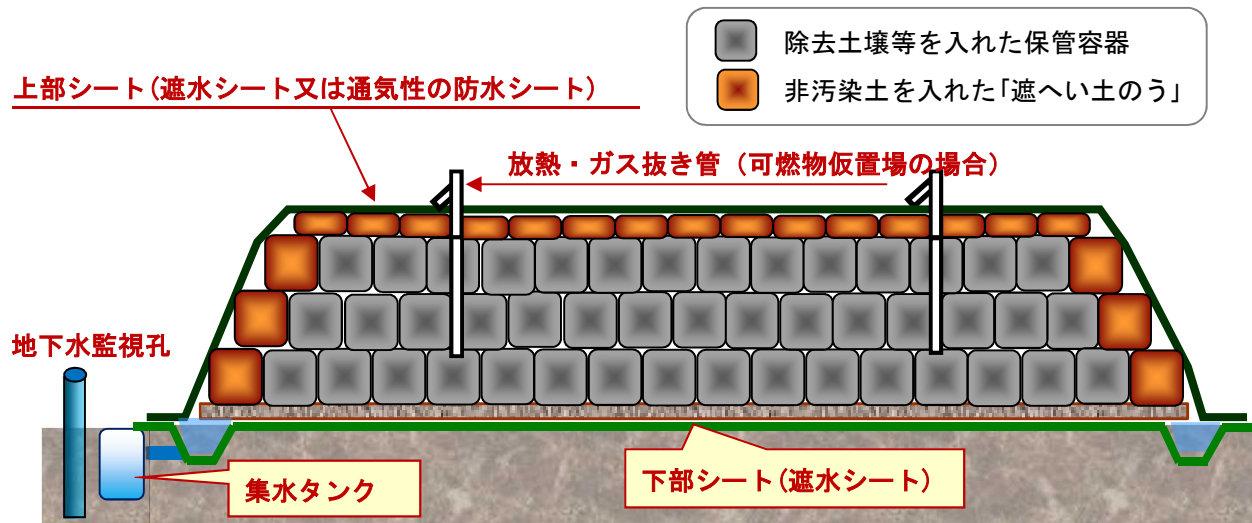


福島県外 進捗推移



仮置場における除去土壌等の保管・管理状況

○仮置場の基本構造と、日常における管理・点検(直轄除染の仮置場の例)



管理・点検の内容

週1回の日常点検	<ul style="list-style-type: none"> 目視点検 空間線量率の計測 破損等の応急的復旧措置
月1回の日常点検	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の計測 集水タンク内の浸出水の処理
異常気象・地震時の緊急点検	<ul style="list-style-type: none"> 目視点検 空間線量率の計測

○仮置場の箇所数と、保管されている除去土壌等の数量

	仮置場数	現場保管箇所数	除去土壌等の保管量	数量の時点
直轄除染	240カ所	—	4,136,559m ³	H27. 7. 31
市町村除染(福島県内)	833カ所	115,068カ所	4,371,606m ³	H27. 6. 30
〃 (福島県外)	32カ所	22,886カ所	342,556m ³	H27. 3. 31

除染等の実施に係るリスクコミュニケーション等について

- 除染等の推進に向け、関係する住民及び国民の理解を得るため、除染や放射線に関する最新の情報を正確かつ分かりやすい形で発信
- 関係地方公共団体が行う住民説明等を支援

総合的・基礎的な情報提供

- ウェブサイト（除染情報サイト等）
- コールセンター（お問い合わせ窓口、不適正除染110番）

除染情報プラザ（環境省・福島県が運営する除染の情報拠点）

■ 地域との双方向のコミュニケーションにより、除染や放射線の最新情報を展開

● 館内展示

除染の方法や進捗、放射線の基礎知識について、模型やパネル、映像等で展示



● セミナー・シンポジウム開催

地域のNPOや学生等と連携し、住民が主体的に学び、意見交換できる機会・場を提供



● 市町村等の支援

除染実施市町村等の要望を汲み取り、除染や住民説明の効果的実施に資する情報・ツールを提供

● 専門家派遣

市町村や地域コミュニティ、学校等の要望を受けて専門家を派遣し、基礎知識の説明や、除染方法に関するアドバイス等を実施

● 移動展示

住民説明会や地域のイベントに合わせ、パネルや模型等を展示・説明



情報提供ツール（パンフレット、映像等）

■ 除染等の実施及び放射線の基礎的な内容に関する資料を作成し、住民等に展開

● 施策説明パンフレット等

テーマ：除染、仮置場、中間貯蔵施設、輸送基本計画等

● その他、除染・放射線に関する分かりやすい情報提供ツール

「なすびのギモン」シリーズ：

除染や放射線に関する日頃の疑問について、福島県出身の「なすび」氏が専門家に取材して理解・納得する様子をマンガ・テレビ番組で伝達



メディアとの連携

■ 福島県地元メディア（新聞・テレビ・ラジオ）と連携し、除染への理解を深めるための情報を県民に広く発信

● サックスヘルメット

- ・県内メディア8社共催の広告企画（ONEふくしま）にて実施
- ・小中学生から除染作業員への応援と、作業員からのお返し企画



● 福島再生。

- ・除染に取り組む地域の姿を福島県地方紙で発信



広く国民への普及啓発

■ 除染やその結果、除染後の地域の状況に関する正しい理解を醸成するための情報を、福島県外も含めて広く発信



中間貯蔵施設の現状

中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点でこれらの最終処分する方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。

福島県内で発生した以下のものを中間貯蔵施設に貯蔵する

1. 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物(落葉・枝等)



※可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵する。

2. 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

中間貯蔵施設に係る経緯①

時期	内容
2011年10月	<p>環境省が<u>中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)</u>を策定・公表。</p> <p>※ロードマップの主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する
11月	特措法第7条に基づく <u>基本方針の閣議決定</u> 。
2012年3月	福島県及び双葉郡8町村に対し、3町(大熊町・双葉町・楡葉町)に分散設置する考えを説明。8月に調査について説明し、検討を要請。
11月	地元への丁寧な説明等を条件として、福島県知事が調査の受入表明。
2013年4月～	地元の理解を得て、現地調査(ボーリング調査等)開始。
6月～	環境省の <u>安全対策検討会</u> 、 <u>環境保全対策検討会</u> における検討。
12月	<u>福島県及び大熊町・双葉町・楡葉町に中間貯蔵施設の受入を要請</u> 。 (同時にエコテッククリーンセンターの活用を富岡町・楡葉町に要請)
12月～	環境省の <u>除去土壌等の輸送に係る検討会</u> における検討。
2月～3月	2月に、福島県知事から国に、中間貯蔵施設の大熊・双葉両町への集約等について申入れ、 <u>3月に国が両町に集約すること等を回答</u> 。
2014年5～6月	<u>住民説明会を開催</u> (全16回(福島県内10回、県外6回))。
7月～8月	福島県及び大熊町・双葉町に対し、 <u>住民説明会の意見等を踏まえた国の考え方の全体像</u> を提示。
9月	<u>福島県知事から、中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長は知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に伝達</u> 。同時に県から搬入受入れまでに5項目について確認を求められた。

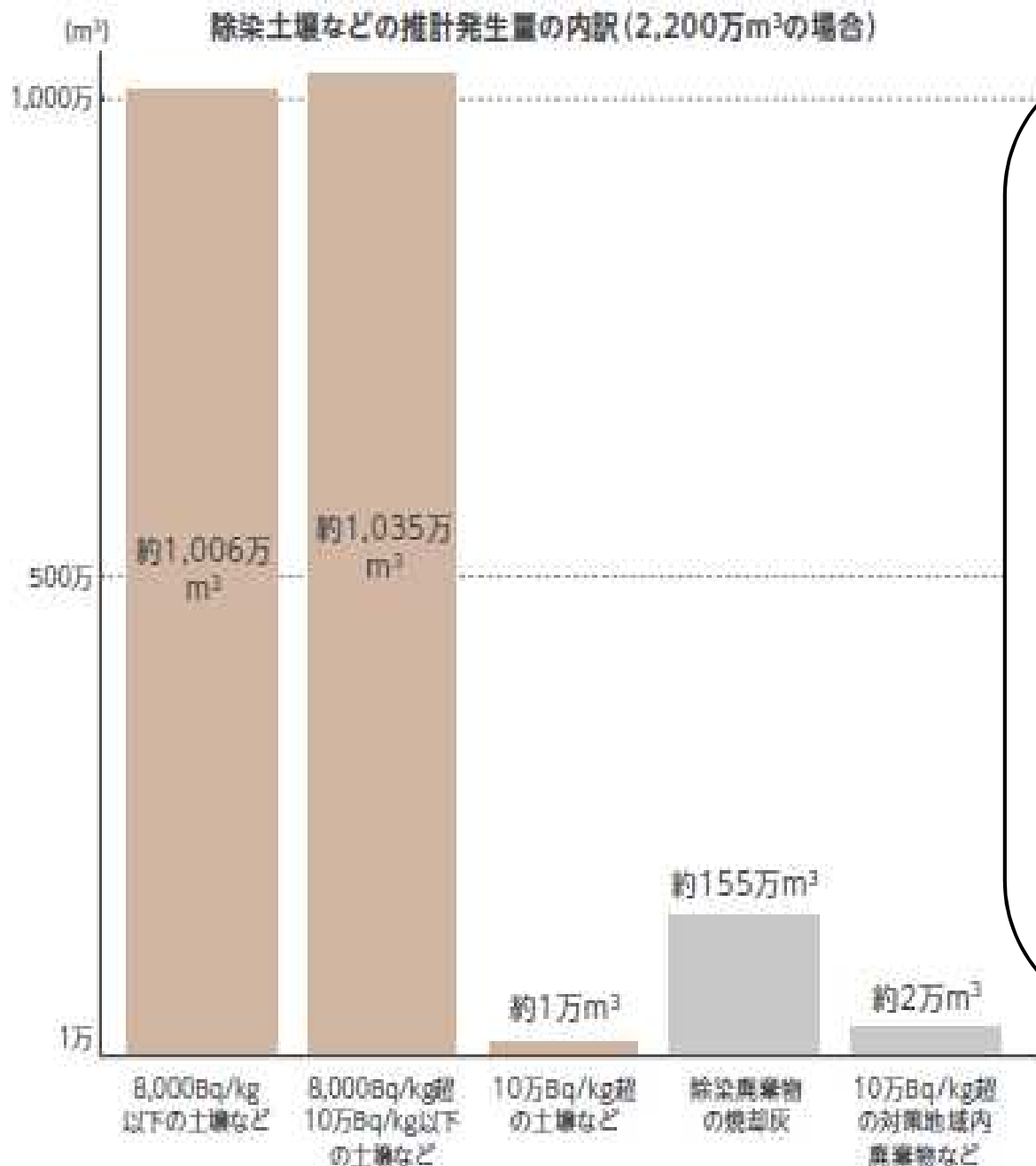
中間貯蔵施設に係る経緯②

時期	内容
9月～10月	<u>地権者説明会を開催(全12回(福島県内9回、県外3回))。</u>
10月～11月	県外最終処分 ¹ の法制化等に対応する「 <u>日本環境安全事業株式会社法(JESCO法)</u> 」の改正案を10月に閣議決定し、国会提出。 <u>11月成立、12月施行。</u>
11月～1月	関係機関からなる <u>輸送連絡調整会議</u> での調整を経て、11月に <u>輸送基本計画</u> 、平成27年1月に <u>輸送実施計画</u> を取りまとめ。
12月～1月	<u>大熊町・双葉町が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認。</u>
2015年1月	<u>中間貯蔵施設への搬入開始見通しについて公表。</u> 「順調に進めば、2月早々にも保管場の整備工事に着手し、福島県からの5項目の確認事項が確認された場合には、東日本大震災から5年目を迎えるまでには、パイロット輸送による土壌等の搬入が開始できるよう全力で取り組む」
2月8日	福島県に対し、 <u>搬入開始に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等</u> を説明。
2月25日	<u>福島県知事・両町長から、搬入を受入れる旨伝達。両町長から搬入開始を3月12日以降にすること等の申入れ。</u> <u>福島県、大熊町・双葉町、環境省の間で、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結。</u>
2月27日	<u>3月13日から搬入を開始すること、3月18日～24日は保管場の整備工事及び搬入を一時停止することを公表。</u>
3月～	<u>3月13日に大熊町、25日に双葉町の仮置場から中間貯蔵施設の保管場へ搬入を開始。以降、順次搬入実施。</u>
4月	<u>中間貯蔵施設環境安全委員会(第1回)を開催。</u>
5月	<u>5月28日に大熊・双葉両町長が環境大臣と面会し、用地交渉の体制強化等について要望。</u>
6月	<u>6月8日に福島県知事が環境大臣と面会し、大熊及び双葉インターチェンジの設置に関する費用負担について要望。翌9日に環境大臣が応分の負担をする旨を表明。12日に国土交通大臣が両インターチェンジについて、連結を許可する旨、発言。</u>
7月	<u>中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会(第1回)を開催。</u>
9月	<u>中間貯蔵施設環境安全委員会による現地調査実施及び第2回委員会開催。</u>

福島県内における除染実施地域と 中間貯蔵施設予定地の位置関係



中間貯蔵施設の貯蔵量



○福島県内の除染土壌などの発生量は、減容化(焼却)した後で、約1,600万～約2,200万m³と推計。
(参考:東京ドーム(約124万m³)の約13～18倍に相当)

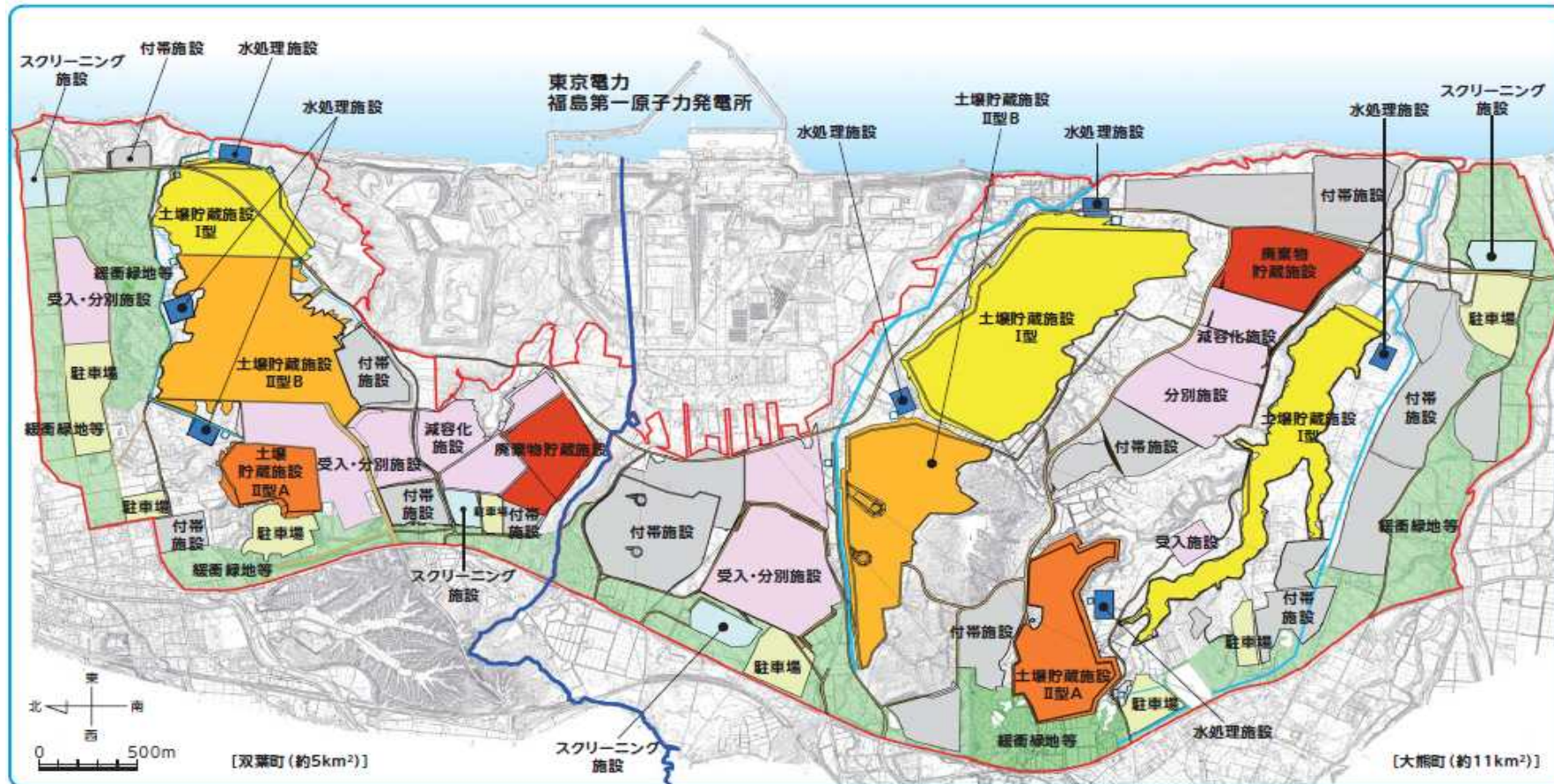
※中間貯蔵施設の検討に当たっては、上記のほか、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

中間貯蔵施設の配置図

用地の取得状況や除染土壌等の発生状況に応じて、段階的に整備を進めます。

<配置の基本的考え方(主な事項)>

- 施設は、貯蔵する土壌や廃棄物の放射性セシウム濃度、施設を配置する地盤の強度・高さなどを考慮して適切に配置します。
- 谷地形や台地などの自然地形を最大限に活用して、土地改変をなるべく避けて施設を設けることにより、環境負荷の低減と工期の短縮を図ります。
- 施設全体の機能性・効率性を勘案しつつ、各施設が一体的に機能するよう配置します。



- 土壌貯蔵施設 I型
- 土壌貯蔵施設 II型A
- 土壌貯蔵施設 II型B
- 廃棄物貯蔵施設
- 受入・分別施設/減容化施設
- 付帯施設:管理棟/研究等施設
- スクリーニング施設
- 駐車場
- 水処理施設
- 緩衝緑地等
- 敷地境界
- 行政境界

本図面に示す各施設の配置は、ボーリング調査等の結果に基づき、現段階での案として示したものであり、今後変更の可能性あります。

主要な論点と政府の対応方針①

中間貯蔵施設に係る申入れについて(平成26年9月1日 福島県) (抄)

○確認事項

地権者に対して、分かりやすい、丁寧な説明を行うこと。また、建設受入の判断と搬入受入の判断は別であり、搬入受入の判断に当たっては、次の事項を確認するものであること。

- (1) 県外最終処分の法案の成立
- (2) 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度
- (3) 国による搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化
- (4) 施設及び輸送に関する安全性
- (5) 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意



※中間貯蔵施設への搬入に当たっての確認事項等について(平成27年2月8日 環境省 復興庁)のポイント

(1) 県外最終処分の法案の成立について

- ・「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」との国の責務等を規定した日本環境安全事業株式会社 (JESCO)法の一部改正法案が昨年11月成立、12月に施行。

(2) 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度について

- ・26年度補正予算で「中間貯蔵施設等に係る交付金」1,500億円及び「原子力災害からの福島復興交付金」1,000億円を措置、2月3日に成立。27年度予算案に「福島特定原子力施設地域振興交付金」を計上。
- ・いずれの交付金も、地域のニーズに応じた広範な事業に活用可能。

主要な論点と政府の対応方針②

※中間貯蔵施設への搬入に当たっての確認事項等について(平成27年2月8日 環境省 復興庁)のポイント

<続き>

(3) 国による搬入ルート^①の維持管理等及び周辺対策の明確化について

- ・「輸送基本計画」(26年11月)及び「輸送実施計画」(27年1月)に基づき道路交通対策を実施。

(4) 施設及び輸送に関する安全性について

- ・施設については、国の検討会での検討結果を基に、安全に貯蔵を行うために必要となる事項を施設に係る指針等として整理し、県の専門家会議でご意見をいただいた。今後、これらに基づき施設建設等を実施。
- ・輸送についても、関係機関から構成される輸送連絡調整会議での調整を経て、県の専門家会議でご意見をいただき、「輸送基本計画」を取りまとめ、さらに、同計画に基づき取りまとめた「輸送実施計画」等に基づき、安全かつ確実に輸送を実施。

(5) 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意について

- ・環境省が施設の建設や管理運営及び土壌等の収集運搬の安全確保に万全の措置を講ずること、県及び大熊町・双葉町はそれを確認し、必要に応じて建設・搬入停止を含めた措置を求め得ること、地域住民を含めた構成員からなる環境安全委員会を設置すること等を内容とした協定案を取りまとめ。

(6) その他

- ・特措法施行前に緊急的に実施された学校等の除染土壌等について、実態を踏まえ中間貯蔵施設に搬入。
- ・ため池の放射性物質対策等で生じた土壌等のうち、線量が高い等の理由により、中間貯蔵施設以外での処理が困難なものについても、状況を把握し関係機関間で整理を行った上で、中間貯蔵施設に搬入。

パイロット(試験)輸送と保管場(ストックヤード)について

【パイロット(試験)輸送】

- 大量の除染土壌等を輸送する段階に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、概ね1年間程度実施。
- パイロット(試験)輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。
- 各市町村からそれぞれの現地状況に応じて概ね1,000m³程度を輸送。

【保管場(ストックヤード)】

- 目的：中間貯蔵施設の具体的な配置図に沿った本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除染土壌等を一時的に保管する保管場(ストックヤード)を整備する。
- 保管容量：合計5万m³程度
(第一弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度
(第二弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度
(第三弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約0.6万m³程度
- 保管量(平成27年9月29日時点)
 - 大熊町保管場：9,118m³
 - 双葉町保管場：5,777m³ 計14,826m³※輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1m³として換算した数値
- スクリーニング結果
 - 保管場等から退出した工事関係車両は全て基準値(13,000cpm)未満であることを確認。



保管場への定置作業



スクリーニング作業

パイロット(試験)輸送に当たっての主な安全対策

① 輸送対象物と輸送車両の一元的な管理

- 輸送をする全ての除染土壌等を入れた大型土のう袋等に中身や重量などが分かるタグ(札)を付け、全数管理。
- 輸送車両の輸送状況をGPS(※)を活用して常時把握し、万が一問題が生じた場合にもすぐに対応。

※ GPS: 数個の衛星からの信号を受信機で受け取り、現在位置を知るシステム

- 上記情報を環境省とJESCOが一元的に管理し、安全な輸送を実施。



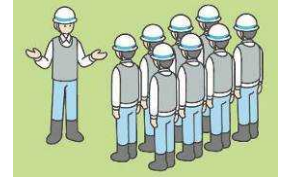
② 除染土壌等の飛散流出防止対策

- 除染土壌等は遮水性を有する大型土のう袋等に入れて輸送。
- 大型土のう袋に破損等が確認された場合は新しい大型土のう袋に詰込み。
- 輸送車両の荷台をシートで覆うことなどにより飛散を防止。



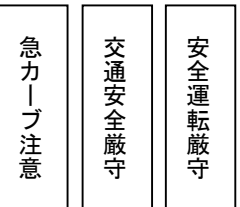
③ 運転者と作業員の教育

- 輸送前に運転者や作業員の教育や研修を行い、本事業の重要性や放射性物質に汚染された土壌等を扱うに当たっての意識と技能等を高める。



④ 輸送ルート上の道路交通対策

- 輸送ルート上の狭い道路などに交通誘導員を配置し、注意喚起の看板を設置するなどにより、輸送車両が一般車両や一時帰宅者に常に配慮し、事故防止を徹底。



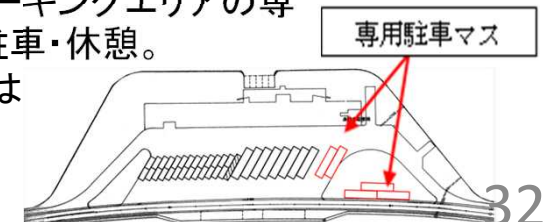
⑤ 保管場におけるスクリーニング

- 輸送車両が保管場から退出する前には放射線量を測定(スクリーニング)し、基準値以上であれば洗浄等を行うことにより、周辺道路等の汚染の防止を徹底。



⑥ 輸送車両は、専用の駐車マスで休憩

- 高速道路を利用した輸送では、差塩パーキングエリア及びならばパーキングエリアの専用マスにて輸送車両は駐車・休憩。
- 輸送車両の利用時間帯は監視員を配置。



パイロット輸送の状況

(平成27年9月29日時点)

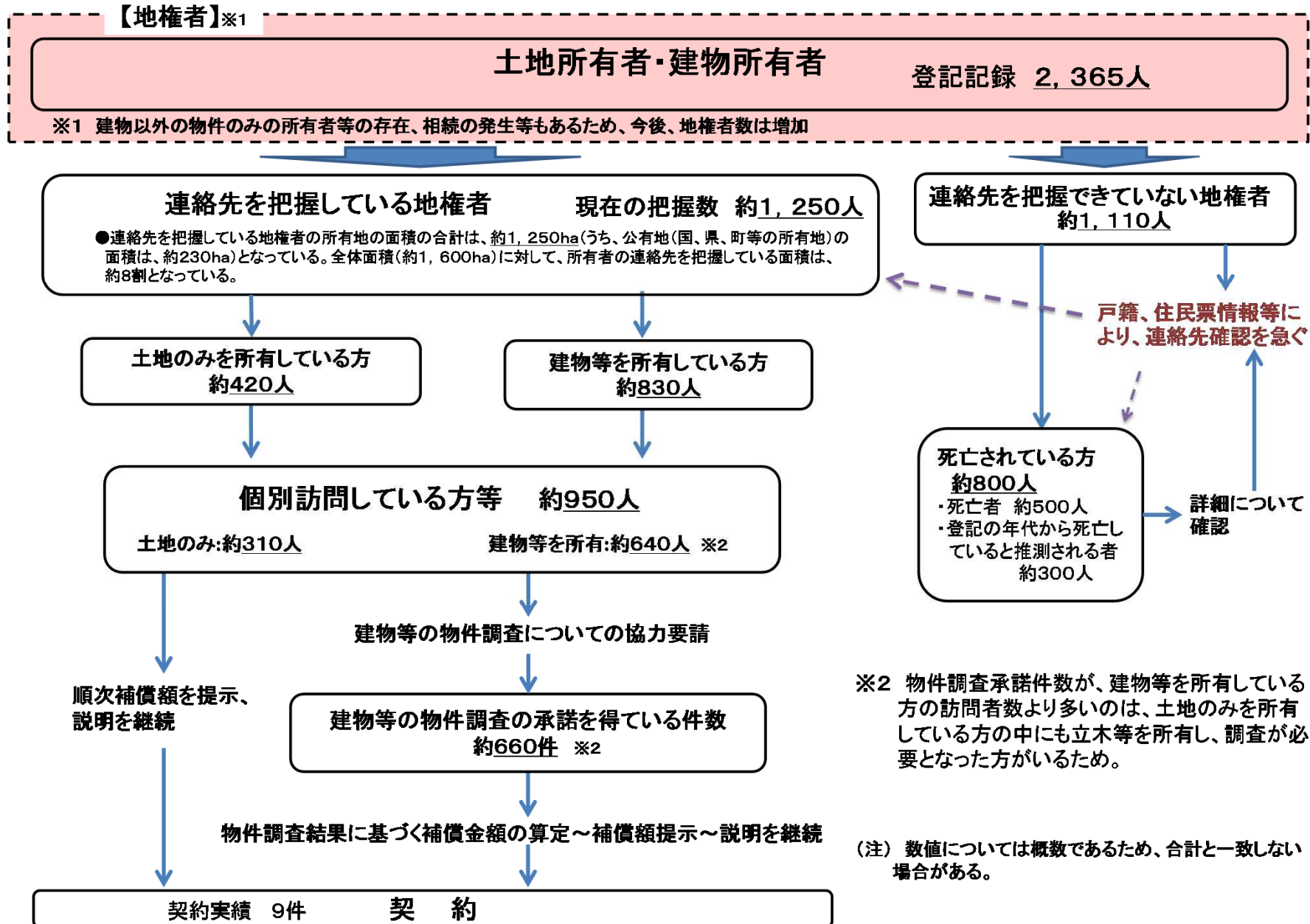
大熊工区			双葉工区		
市町村	輸送開始	輸送完了	市町村	輸送開始	輸送完了
大熊町	3/13	4/7	双葉町	3/25	4/14
田村市	4/10	5/25	浪江町	6/23	8/4
富岡町	5/26	6/6	葛尾村	6/26	8/6
川内村	6/8	7/10	檜葉町	6/30	9/25
広野町	6/22	7/10	郡山市	7/27	9/9
棚倉町	7/18	8/4			
浅川町	8/19	8/28			
いわき市	9/1				
会津美里町	9/8				
平田村	9/25				

※積込場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本としつつ、積雪等による影響が大きいと考えられる場合はできる限り秋までに搬出していく等の方針。

※上記方針に基づき、福島県と連携しながら、関係市町村等と調整し、順次実施予定。

地権者の状況について

平成27年8月31日時点



中間貯蔵施設の整備等のために必要な法律の改正について (日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の概要)

- 福島を除染や復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設の整備・運営管理等は、国が責任をもって行う。
- 国が強い指揮監督権限を有する特殊会社(国100%出資)であり、かつ、ノウハウの蓄積された専門組織である日本環境安全事業株式会社を活用できるよう、必要な規定の整備を行う。

会社の名称、法律の題名

1. 会社の名称を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更する。
2. 法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更する。

国の責務

1. 国は、中間貯蔵施設を整備し、その安全を確保する。
2. 国は、中間貯蔵施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずる。
3. 国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。 等

事業の範囲

会社は、国、県、県内の市町村その他の者の委託を受けて中間貯蔵に係る事業等を行う。

※ 引き続き、PCB廃棄物処理事業等も行う。

株式の政府保有、政府出資、課税の特例

1. 会社の発行済株式の総数保有と規定(改正前は、過半数保有と規定。法案提出時点で総数保有。)
2. 政府の追加出資
3. 追加出資に伴う資本金の増加の登記に係る登録免許税の非課税措置

※ その他、区分經理の導入等所要の規定の整備を行う。

※ この法律は、公布の日から起算して2月以内の政令で定める日(平成26年12月24日)から施行(一部を除く。)

中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分について

- 福島県外での最終処分に向け、8つのステップに沿って取組を進めていく。
- 具体的には、放射能の物理的減衰を踏まえつつ、幅広く情報収集しながら、まずは、研究・技術開発、減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性の検討等に取り組む。
- 並行して、情報発信等を通じて、低濃度生成物の再生利用と県外最終処分に係る全国的な理解の醸成を図る。

最終処分に向けた8つのステップについて



(参考)日本環境安全事業株式会社法の一部改正法附帯決議(抄)

- 一 (略)・・・中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は(略)・・・必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会概要

【目的】 JESCO法において、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行う。 (座長) 細見 正明 教授 国立大学法人 東京農工大学大学院 工学研究院応用化学部門

検討内容

減容技術の現状及び課題と その対応案

- ・ 各技術の特徴、除染率、濃縮率等の評価及び実利用にあたっての課題と対応案の検討
- ・ 処理施設に必要な処理能力の検討
- ・ 前処理、減容・再資源化処理までを含めた処理コストの検討
- ・ 分級システム実証事業の評価及び進捗管理

再生利用に関する課題の検討 (再生利用の考え方 (指針等)の策定)

- ・ 再生利用の用途及び用途に応じた再生資材の管理
- ・ 再生資材に求められる要求品質の検討
- ・ 放射線安全性を確認するための評価方法等の検討
- ・ 再生利用促進方策の検討

減容・再生利用等 技術開発戦略の検討

- ・ 減容技術の適用の方向性の検討
- ・ 減容・再生利用する対象物の量、放射能濃度、性状等の検討
- ・ 対象物に応じた減容技術の適用の検討
- ・ 適用する技術の開発目標等の検討
- ・ 今後10年間程度の技術開発戦略の策定

※除去土壌等の減容...除去土壌及び焼却灰を対象に、各種の減容技術を用いて放射能濃度の低いものと高いものに分け、低いものを再生資源とすることで、最終処分すべき量を減らすこと。

※再生利用...再生資源としたものを各種用途に利用すること。

情報公開について

ウェブサイト

中間貯蔵施設情報サイト

検索

環境省ウェブサイト及びJESCOウェブサイトにおいて、中間貯蔵施設の概要、輸送の方法、施設や輸送の状況、モニタリングに係る情報等を提供。

輸送の状況

輸送実績(大熊町中間貯蔵施設予定地内保管場)

単位: m ³		大熊町南平先行除染仮置場	
出入		搬出予定	仮置場残量
搬出		実績	仮置場残量
H27/3/13-15	84	84	916
H27/3/16-22	108	108	808
H27/3/23-29	198	198	610
H27/3/30-4/5	432	432	178
合計	822	822	

(注)輸送したフレキシブルコンテナ等1容の体積を1m³として換算した数値
ただし、例えば除染時2つであった容を1つにまとめて輸送した場合、実績は1m³として計上しており、実績と仮置場残量の計が搬出予定の数量と合わないことがある。

輸送の状況

輸送実績(双葉町中間貯蔵施設予定地内保管場)

単位: m ³		双葉町新山仮置場	
出入		搬出予定	仮置場残量
搬出		実績	仮置場残量
H27/3/23-29	84	84	916
H27/3/30-4/5	244	244	672
合計	328	328	

(注)輸送したフレキシブルコンテナ等1容の体積を1m³として換算した数値
ただし、例えば除染時2つであった容を1つにまとめて輸送した場合、実績は1m³として計上しており、実績と仮置場残量の計が搬出予定の数量と合わないことがある。

モニタリング情報

お問い合わせ窓口

中間貯蔵施設全般、輸送、生活再建・用地補償に関するお問い合わせについて、窓口・相談室を設置して対応。

パンフレットの作成、住民説明会の開催

中間貯蔵施設や輸送についてのパンフレットを作成。輸送の実施に当たり、関係住民の皆様にお知らせを配布等。上記のほか、住民説明会等も実施。

汚染廃棄物処理の進捗状況

放射性物質に汚染された廃棄物の流れ

東京電力福島第一原子力発電所の事故により大気中に放出された放射性物質（主に放射性セシウム）は、風により移流・拡散され、雲などにとりこまれたのち、雨や雪によって地表や樹木などに付着した。その結果、私たちの日常生活や社会経済活動から生じる廃棄物の焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物等についても、放射性物質により汚染されたものが発生しており、これらの処理が課題となっている。

発生の経緯

- ①平成23年3月11日に東日本大震災が発生
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出
- ③環境中に放出された放射性物質は、地表や樹木、住宅等に付着し、環境を汚染
- ④放射性物質が付着した一般廃棄物や産業廃棄物は焼却することにより、その放射性セシウム濃度が濃縮
- ⑤下水汚泥や浄水発生土、農林業系副産物、農業集落排水汚泥等にも放射性物質が濃縮

放射性物質の流れ



出典:環境省 指定廃棄物処理情報サイト

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の
焼却灰等の汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査
(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定

※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- 特定廃棄物には該当せず、廃棄物処理法が適用される廃棄物であるが、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物を環境省令で規定。廃棄物処理法の処理基準のほか、特措法の特別処理基準に基づき処理。
※環境省令において一定の地域にある一定の種類 of 廃棄物(浄水汚泥、下水汚泥及びその焼却灰、廃棄物焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等)を規定。
- 安全評価により、Cs134及びCs137についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、安全に処理することが可能であると考えられるが、入念的に、より一層の安全確保を図ろうとするもの。

- 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。
- 処理計画では、災害廃棄物等(帰還困難区域を含まない)について、11市町村合計で約80万2千トンと推定。
- このうち、帰還の妨げとなる廃棄物(※)の撤去と仮置場への搬入を優先して、搬入完了目標を市町村毎に設定。
 ※ 「帰還の妨げとなる廃棄物」とは、帰還する住宅地近傍の津波がれき、特に緊急性の高い損壊家屋(倒壊しているか、余震により倒壊するおそれのある危険家屋等)の解体に伴う廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ(腐敗する廃棄物等)等。

帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況

- 大熊町、楢葉町、川内村、南相馬市、双葉町、飯館村、川俣町及び葛尾村の8市町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了(平成26年度末)。
- 家の片付けごみについては、継続的に排出されることから、引き続き回収を実施中。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成27年7月末現在、約54万トン完了。搬入された災害廃棄物等は可能な限り再生利用を行っている。種類別の処理の状況は次のとおり。

(1)津波による災害廃棄物の処理

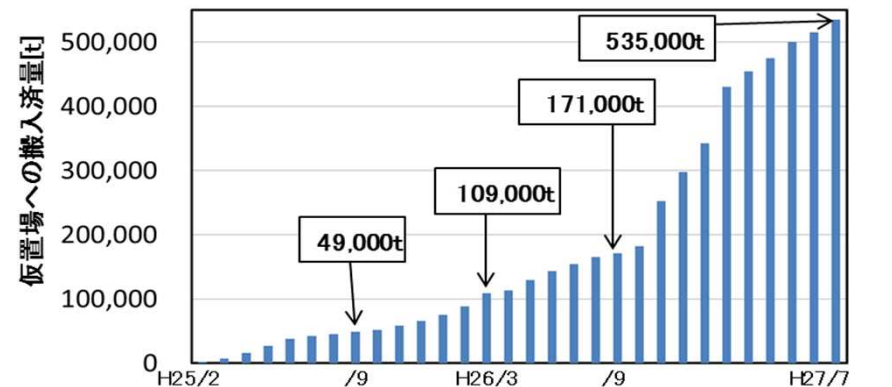
- 帰還する住宅地近傍の津波がれきを優先し、順次仮置場へ搬入中。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。

(2)被災家屋等の解体撤去

- 倒壊しているか、余震により倒壊するおそれのある危険家屋等の解体撤去を優先して実施。
- 被災家屋等の解体関連受付・調査を行い、順次解体撤去を実施中。解体撤去申請の受付は約6,100件、解体撤去は約1,200件実施済。

(3)家の片付けごみの処理

- 腐敗する廃棄物を優先し、家の片付けごみの回収を実施中。ステーション回収や戸別回収訪問を行っており、戸別回収については、希望者と日程を調整の上、回収を実施。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

注) 仮置場へ搬入せずに処理する量も含む。



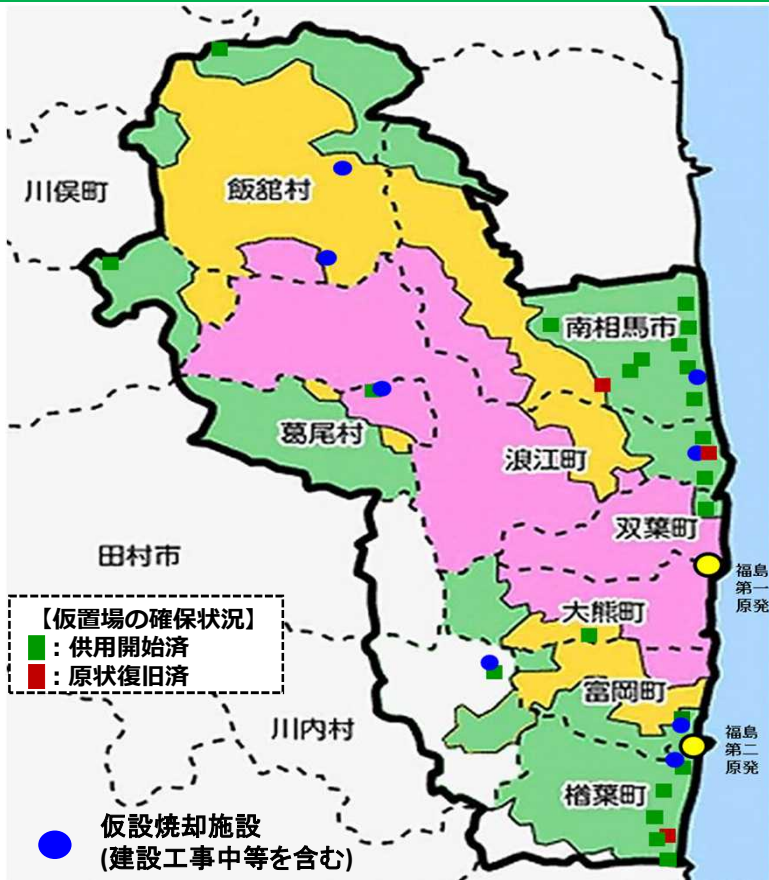
撤去前(平成26年1月)



撤去後(平成27年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況(平成27年8月28日現在)



(1) 仮置場の確保状況

- 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済(うち3箇所においては原状復旧済)。
- 仮置場における、地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率等についての環境モニタリングデータを公表中。

(2) 仮設焼却施設の設置状況

- 7市町村において仮設焼却施設の設置を予定。6市町村(7施設)において事業者との契約を終え、うち、6施設は稼働中、1施設は建設工事中、1施設は建設工事準備中。
- 仮設焼却施設における、地下水放射能濃度、焼却灰放射能濃度、敷地境界空間線量率等についての環境モニタリングデータを公表中。

立地地区	進捗状況	処理能力
飯舘村(小宮地区)	稼働中(平成26年11月より)	5t/日
川内村	稼働中(平成26年12月より)	7t/日
富岡町	稼働中(平成27年4月より)	500t/日
南相馬市	稼働中(平成27年4月より)	200t/日
葛尾村	稼働中(平成27年4月より)	200t/日
浪江町	稼働中(平成27年5月より)	300t/日
飯舘村(蕨平地区)	建設工事中	240t/日
檜葉町	建設工事準備中	200t/日
大熊町	処理方針検討中	—
双葉町	処理方針検討中	—
川俣町	処理方針検討中	—
田村市	既存の処理施設で処理中	—



葛尾村の仮設焼却施設
(平成27年4月)



南相馬市の仮設焼却施設
(平成27年3月)

国直轄による福島県県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年8月28日現在)

市町村	帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標	災害廃棄物等の処理状況
南相馬市	平成25年度 (一部平成26年度にず れ込む見込み)	【津波がれき】仮置場に搬入完了。 【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約1,900件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約530件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。
浪江町	平成27年度 (家の片付けごみは、 平成26年度内の搬入 完了を目標)	【津波がれき】仮置場に搬入中。 【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約750件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約60件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。
双葉町	平成26年度	【津波がれき】住宅地近傍の集積物等を撤去し、仮置場に搬入完了。その他の津波がれきについて、仮置場に搬入中。 【家屋等】危険家屋等については、確認されていない。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約20件申請受付済)。 【片付けごみ】仮置場に搬入完了。
大熊町	平成25年度	【津波がれき】未実施(すべて帰還困難区域内)。 【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済(約10件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。
富岡町	平成27年度 (粗大ごみを除く家の 片付けごみは、平成26 年度内の搬入完了を 目標)	【津波がれき】津波被災地の津波がれきについて仮置場に搬入中。 【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約820件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約50件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。
楢葉町	平成25年度	【津波がれき】仮置場に搬入完了。 【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約1,200件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約460件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。南部衛生センターで処理中。

国直轄による福島県県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年8月28日現在)

市町村	帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標	災害廃棄物等の処理状況
飯舘村	平成26年度	【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付済(約980件申請受付済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。
川俣町	平成26年度	【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付済(約200件申請受付済)。 【片付けごみ】仮置場に搬入中。
葛尾村	平成26年度	【家屋等】危険家屋等については、確認されていない。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約170件申請受付済)。 【片付けごみ】仮置場に搬入中。
田村市	※仮置場は 設置しない方針	【家屋等】被災家屋等について、解体撤去済(19件)。 【片付けごみ】既存の処理施設で処理済。
川内村	平成25年度	【家屋等】危険家屋等については、確認されていない。被災家屋について、解体撤去申請を受付済(約100件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約70件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。

※1:家の片付けごみは、帰還準備を行う住民の方の希望に応じて回収を実施しており、帰還の妨げとなる腐敗する生活系ごみを優先的に回収している。

※2:推定量や仮置場への搬入済量については、有効数字2桁で四捨五入。但し、10万トン以上の場合は、1,000トン未満を四捨五入。

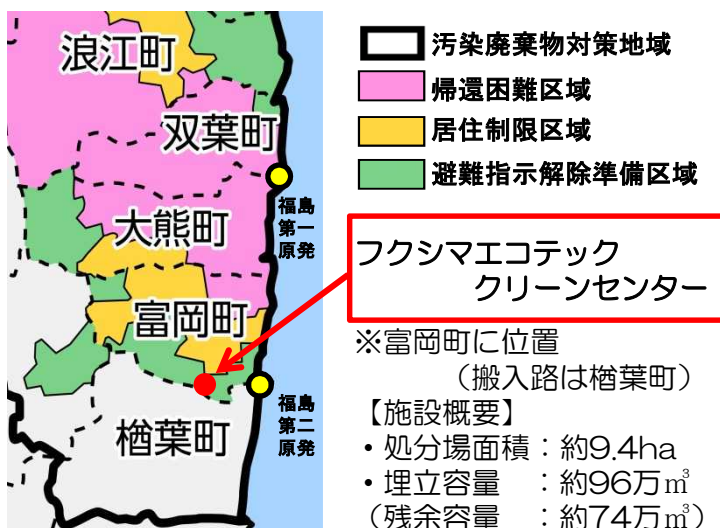
※3:被災家屋等の解体撤去済件数及び解体撤去申請受付済件数は平成27年8月7日時点での件数。解体撤去済件数は、完了検査が終了した件数。

フクシマエコテックを活用した埋立処分計画について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

エコテック活用に係る受入れ要請

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楡葉各町及び福島県に受入れ要請
- H27. 6. 5 富岡町及び楡葉町並びに福島県に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえた国としての考え方を提示
- H27. 8.25 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県並びに富岡町及び楡葉町から国に申入れ



埋立処分計画(案)

- 埋立処分方法...放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制など、多重の安全対策を実施
- モニタリング等...施設の定期点検、空間線量率・放射能濃度のモニタリング等を実施
- 管理体制...特措法に基づき、環境省が事業主体となり、責任を持って埋立処分を実施

国の考え方(H27.6.5)の概要

1. 施設の立地場所
大量の汚染廃棄物が発生する双葉郡にあり、残余容量が十分な管理型処分場で安全・速やかに処分高線量地域での新設は物理的・時間的な観点から困難
2. 埋立処分における安全・安心の確保
埋立処分に際して多重の安全対策を実施し、さらに追加的な補強対策やモニタリング等を実施
国の責任をより明確化し、一層の安心の確保の観点から、処分場を国有化
3. 運搬
運搬に関わる安全性の確保のために万全の対策を実施
4. 地域振興策
活用に伴う影響の緩和に必要な事業を可能とするため、極めて自由度の高い交付金を両町に措置
5. 富岡町、楡葉町の実情等も踏まえた地域の将来像
両町の復興計画等を十分踏まえ、12市町村の将来像に関する提言を今夏を目途に取りまとめ

福島県、富岡・楡葉町からの申入れ(H27.8.25)の概要

- ①安全・安心の確保(住民の不安を和らげるための具体策、施設管理の考え方、安全協定、搬入ルート)、②地域振興策の具体化(両町が求める地域振興策に対する国の考え方、自由度の高い交付金、財源確保等)について、住民の声をしっかり受け止め、責任をもって真摯に対応するよう申入れ



指定廃棄物の種類



焼却灰



農林業系副産物(稲わら)



農林業系副産物(たい肥)



浄水発生土



下水汚泥

指定廃棄物の指定状況(平成27年6月30日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
岩手県	8	199.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	275.8	10	475.6
宮城県	0	0	0	0	9	1,014.2	0	0	0	0	3	2,271.5	22	118.4	34	3,404.1
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.72	3	2.7
福島県	330	102,421.6	115	3,367.5	35	2,261.2	4	188.1	69	10,050.2	21	2,990.5	93	12,667.5	667	133,946.6
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	2	226.9	24	3,532.8
栃木県	24	2,447.4	0	0	14	727.5	0 (1)	0 (66.6)	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1
群馬県	0	0	0	0	6	545.8	1	127.0	5	513.9	0	0	0	0	12	1,186.7
千葉県	47	2,723.6	2	0.6	0	0	0	0	1	542.0	0	0	13	424.1	63	3,690.2
東京都	1	980.7	1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	430	111,153.2	118	3,369.1	68	5,566.6	5	315.1	85	14,231.9	51	13,399	145	13,748.2	902	161,783

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

指定廃棄物の一時保管の状況

指定廃棄物は、発生箇所などにおいて分散して一時保管されているが、長期的には台風や竜巻など自然災害による心配や、保管者の精神的負担もあり、できるだけ早期に安全な方法で処理を行う必要がある。



焼却灰



農林業系副産物



下水汚泥



浄水発生土

【一時保管者から得られた声(例)】

○国の責任ですぐに持って行って欲しい。

○もちろん早く処分できるにこしたことはない。しかし、今のままでは処分場がなかなか決まりそうにないから、それまではしょうがないと思っている。

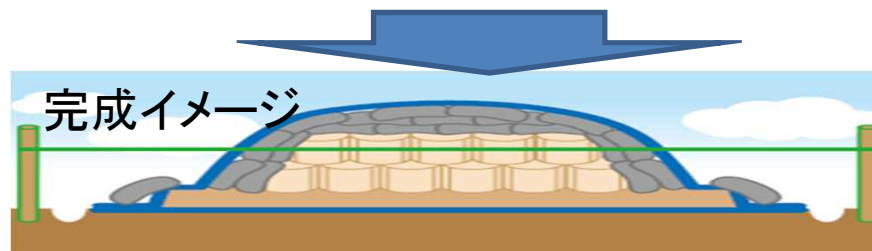
○保管により牧草地が狭くなって困る。資材の置き場が無くなって困る。

○周辺の住民の方々などからの問い合わせを受けることがある。

○適切に保管しており安全なのはわかるが、常に気がかりで、気持ちの負担が大きい。

指定廃棄物の一時保管状況の安全性の確保

一時保管工事の様子(農林業系副産物の例)



- ・廃棄物の飛散・流出がないように措置
- ・必要な放射線対策(離隔・土嚢等による遮へい等)を措置
- ・遮水シート等により雨水等の浸入が防止されるよう措置

●保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されているか確認。



【地方環境事務所による保管状況の確認の様子】

●保管が長期化する中での課題

保管が長期化する中で、自然災害により、保管箇所が被害を受けるなど、新たな課題が発生。



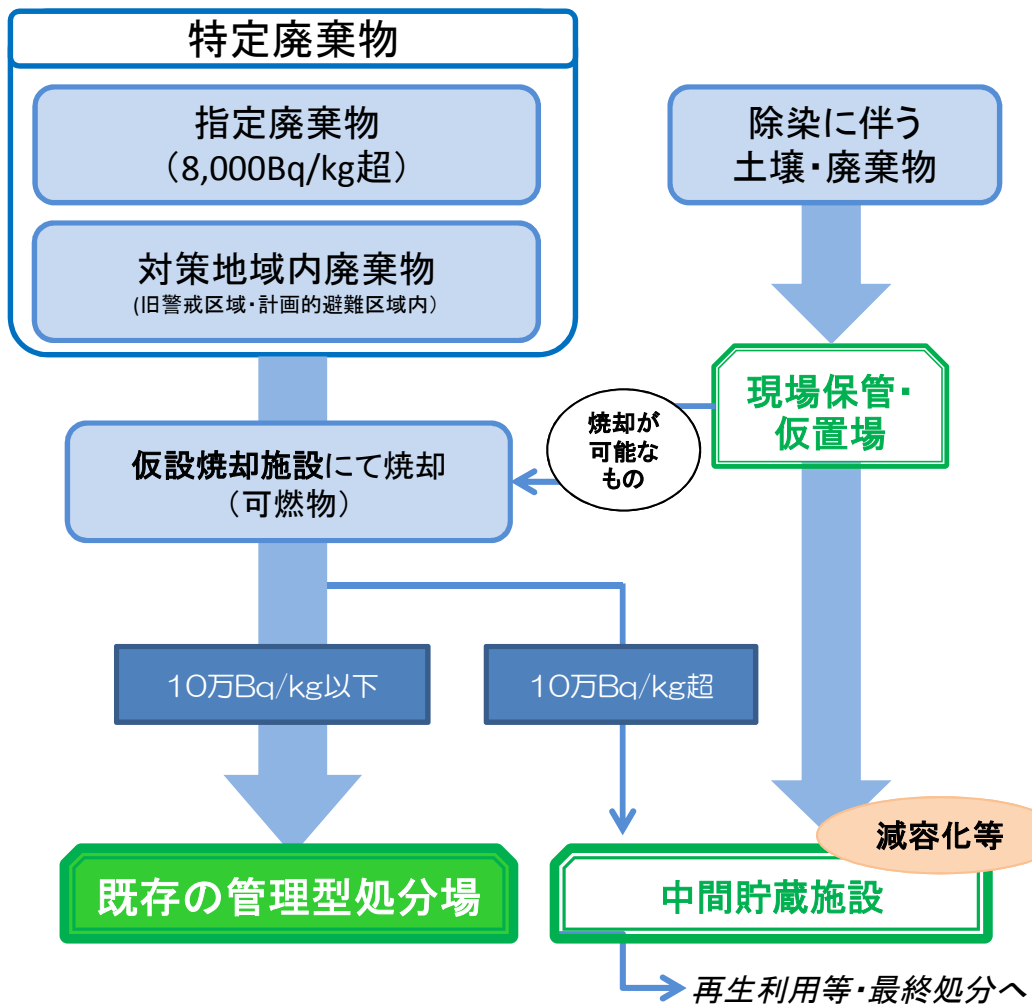
【強風により遮水シートがまくれ上がった様子】



【大雪によりテントの屋根が破損した様子】

福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場における下水汚泥減容化実証事業

平成25年4月から稼働し、平成26年10月末をもって保管汚泥等の減容化処理を完了。現在解体工事中。

福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥減容化実証事業

平成26年3月末日をもって、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。

福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業

平成27年7月28日をもって、農林業系副産物等の焼却を終了。

福島県飯舘村蕨平地区における可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村と環境省が、飯舘村だけでなく、村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業に着手することを平成25年10月に合意し、公表。平成26年3月に事業の契約を締結し、平成27年末頃を目途に焼却開始予定。

東京電力開閉所敷地(田村市・川内村)内における農林業系廃棄物減容化事業

県内24市町村の農林業系廃棄物の集約処理に向け、仮設焼却施設設置の発注準備中。



選定プロセス見直しまでの経緯

- (1) 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)
指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。
- (2) 指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日 環境省公表)
多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県では、国が必要な処分場等を集約して設置。
- (3) 処理施設の候補地提示(平成24年9月)
栃木県及び茨城県において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

平成25年2月の選定プロセスの見直し

➤平成25年2月25日、指定廃棄物の処理施設の候補地選定に係る取組について検証を行い、これまでの選定プロセスを大幅に見直すことについて公表

- ① 市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成
 - ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。
- ② 専門家で構成される有識者会議による評価の実施
 - ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論
- ③ 候補地の安全性に関する詳細調査の実施
 - ・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

各県で候補地を選定するためのベースとなる候補地選定手法の基本構造 (平成25年10月4日 第6回有識者会議とりまとめ)

安全等が確保できる地域を抽出

- ・自然災害を考慮して、安全な処分に万全を期すために避けるべき地域を除外
- ・特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外

地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域を抽出

- ・地域特有の自然災害・貴重な自然環境等の存在や地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の要件に配慮(市町村長会議で合意された場合)

必要面積を確保した土地の抽出

- ・利用可能な国有地が基本(市町村長会議において、利用すべき土地として公有地や民有地が提案された場合には候補地の対象に含める)
- ・候補地として必要な面積を十分に確保できるなだらかな地形の土地を抽出

安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定

- ・地元の理解がより得られやすい土地を選定するため、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況から評価
- ・対象となる土地の数が二桁以上となった場合は、適性評価方式により候補地を絞り込み。その後、総合評価方式により詳細調査を実施する候補地を選定
- ・4つの評価項目の重みづけは、地域の事情を勘案して決定

詳細調査の実施、候補地の提示

- ・詳細調査(ボーリング調査など)を実施し、有識者会議による現地視察及び評価
- ・候補地の提示方法については市町村長会議の意見を踏まえ決定

指定廃棄物に関する関係5県の状況

- ・福島県外で、特に指定廃棄物の保管状況がひっ迫している県においては、国が長期管理施設を確保する方針。
- ・5県で市町村長会議等を開催して意見交換を行い、指定廃棄物の処理に向けた共通理解を醸成することとした。

市町村長会議等の開催と調整の状況

<宮城県>

第1～3回：H24.10～H25.5

第4回：H25.11.11

→宮城県における候補地の選定手法が確定

第5回：H26.1.20

→詳細調査候補地を3カ所提示

くりはらし ふかやまだけ たいわちょうしもはら かみまち たしるだけ
(栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)

[国・宮城県・3市町の会談]

第1回～第4回：H26.5.26～H26.6.30

第6回：H26.7.25

→環境大臣が詳細調査の実施について改めて依頼

第7回（県主催）：H26.8.4

→県知事が県内市町村長の意見をとりまとめ

H27.4.5、5.29

→環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム開催

平成26年8月下旬より3カ所の詳細調査候補地について詳細調査を開始

地元自治体からの質問への回答、説明会の開催の打診等、地元の方々がお持ちのご疑問・ご懸念に対して丁寧に説明を行う努力を継続。

<栃木県>

第1～3回：H25.4～H25.8

第4回：H25.12.24

→栃木県における候補地の選定手法が確定

H26.7.30

→詳細調査の候補地を1カ所提示

しおやまち てらしまいり
(塩谷町寺島入)

第5回：H26.7.31

→選定結果を説明

第6回：H26.11.9

→国の取組や県内処理の方針について説明

H27.5.14、6.22、9.13

→環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム開催

詳細調査は未実施

<千葉県>

第1～3回：H25.4～H26.1

第4回：H26.4.17

→千葉県における候補地の選定手法が確定

H27.4.24

→詳細調査の候補地を1カ所提示

(東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区))

H27.5.20、6.2

→千葉市議会全員協議会において説明

H27.6.29、7.7、13、20、8.7

→千葉市の自治会長や住民を対象に説明

詳細調査は未実施

<茨城県>

第1回：H25.4.12

第2回：H25.6.27

第3回：H25.12.25

第4回：H27.1.28

→指定廃棄物一時保管自治体による議論の場を別途設置することを決定

[一時保管市町村長会議]

第1回：H27.4.6

→「処理施設を県内に1カ所設置する案」と「現状の保管を継続する案」の2案について課題を精査中

<群馬県>

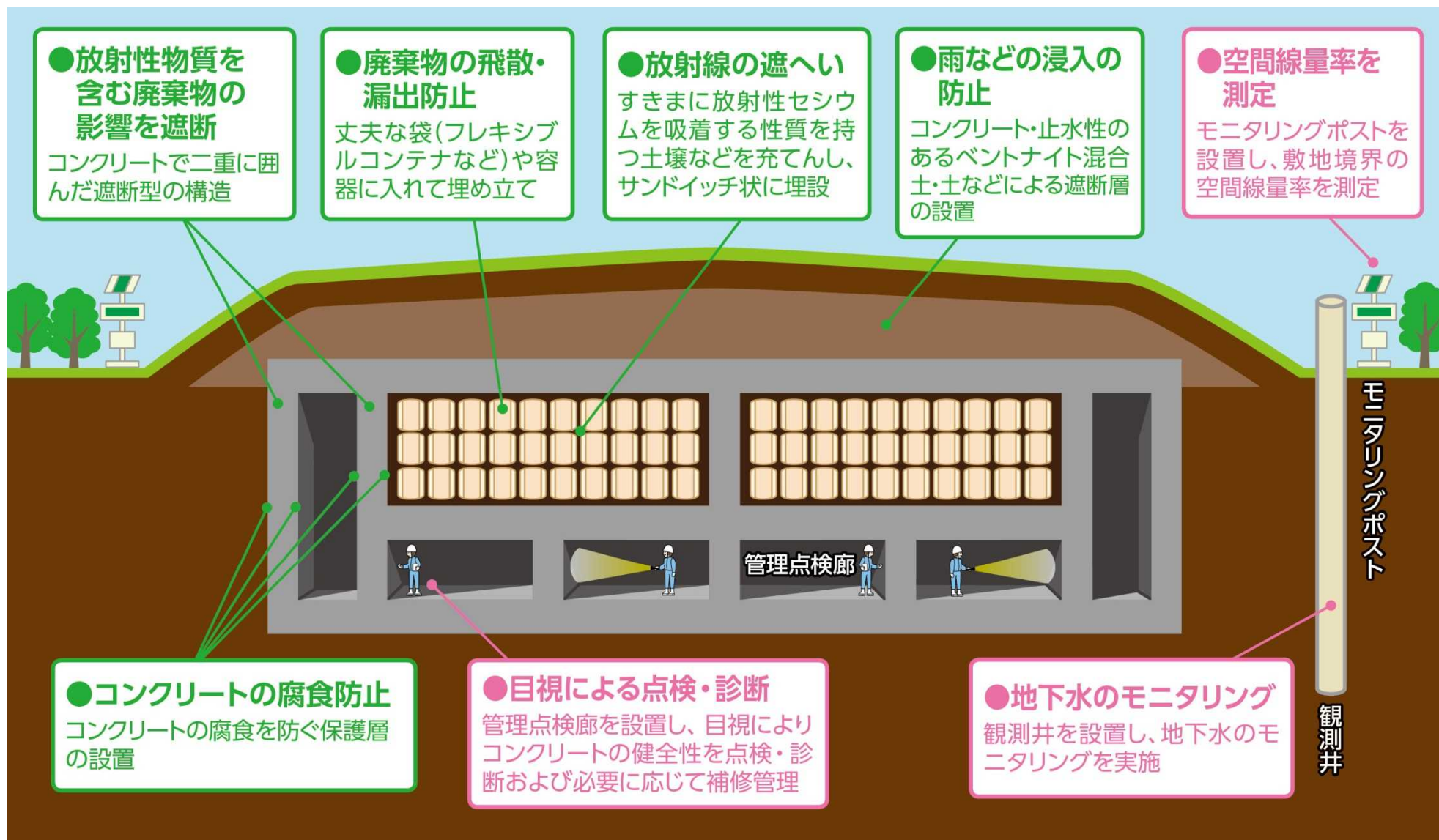
第1回：H25.4.19

第2回：H25.7.1

(参考) 環境省の有識者会議

- ・第1回：H25.3.16 →施設の安全性について了承
- ・第2回：H25.4.22 第3回：H25.5.10
- ・第4回：H25.5.21 →候補地の選定手順案について了承
- ・第5回：H25.7.16
- ・第6回：H25.10.4
→候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承
- ・第7回：H26.12.22 →施設管理のあり方等に関する課題を整理
- ・第8回：H27.4.13
→施設管理のあり方や安全な維持管理に向けた考え方の素案について議論

指定廃棄物の長期管理施設の構造



指定廃棄物に関する住民向け説明会の開催状況

- ◆ 環境省では、指定廃棄物の処理に関して、地元住民と意見交換を行い、課題解決を図るため、県ごとに、県民全体を対象としたフォーラムを開催している。これまでに宮城県で2回、栃木県で3回開催している。
- ◆ また、千葉県では、自治会関係者や住民を対象とした説明会(計5回)を開催。

環境省と考える 指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム

第1部：環境省・有識者からの説明

[主なテーマ]

- ・指定廃棄物とは
- ・指定廃棄物の現状と処理の方法
- ・長期管理施設の詳細調査候補地の選定経緯 等



第2部：参加者の皆様との意見交換

- ・地域の方々や県民の方々との意見交換



【開催実績】

■ 宮城県

平成27年4月5日 於：仙台市

平成27年5月29日 於：仙台市

■ 栃木県

平成27年5月14日 於：宇都宮市

平成27年6月22日 於：宇都宮市

平成27年9月13日 於：大田原市



指定廃棄物の処理に係る広報活動

総合的な情報提供

- ウェブサイト（放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト）
- コールセンター（放射性物質に汚染された廃棄物等に関するお問合せ窓口）

情報提供ツール（パンフレット、各種制作物等）

- 各県の実情を踏まえた処理方針や経緯等を記載したパンフレットを作成し、住民説明会やフォーラムで配布。
- 指定廃棄物の処理及び放射線の基礎的な内容をテーマ別に作成し、関係自治体や住民等に展開。

- テーマ：指定廃棄物のいまとこれから
指定廃棄物とは？
指定廃棄物の処理の流れ
放射線の基礎知識



- 指定廃棄物を長期にわたって管理するための施設の模型を作成し、会議などで展示。

各種メディアを活用した広報

- 各県における地元メディア（新聞・テレビ・ラジオ）を活用し、指定廃棄物の処理への理解を深めるための情報を発信

● 新聞を活用した広報

- ・ 一時保管の現状と課題、施設の必要性・安全性等や選定手法について新聞広告により繰り返しお知らせ



● テレビを活用した広報

- ・ 放射線の基礎知識・処理の必要性等について、分かりやすい広報番組を作成し、定期的に放送



● ラジオを活用した広報

- ・ 住民が抱えている代表的な疑問に対し、副大臣・政務官が、一問一答形式で丁寧に説明する番組を放送

モニタリングデータの公表

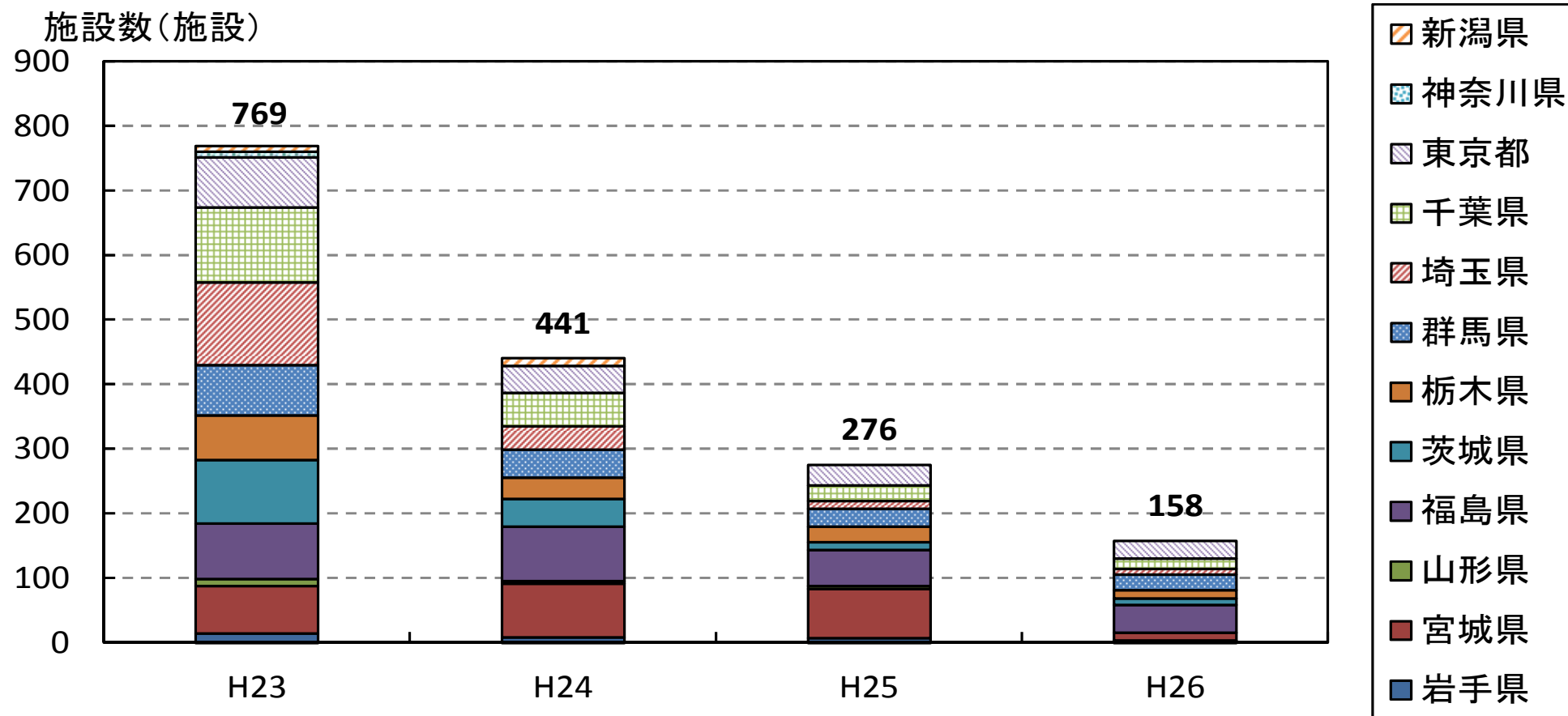
- 施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認する予定。測定データを随時更新してウェブサイトなどで公表する予定。

16条調査の対象施設

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	その他道府県
(1)水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)	焼却したもの				○	○	○	○	○	○	○	○		
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥				○		○							
(3)工業用下水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
(4)一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設である焼却施設	ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分の用に供される												
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○									

環境大臣(地方環境事務所長)へ報告され、調査の結果8,000 Bq/kgを超える汚染状態のものは、**指定廃棄物(特定廃棄物)**となる。

特措法16条の規定による調査・報告施設数の推移



* 免除規定の要件を満たしていても、免除申請をしていない施設も含まれる

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物にかかる特別処理基準・特別維持管理基準

特別処理基準

収集・運搬、焼却・熱分解・溶融・焼成、埋立処分

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を処理



廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、**特別処理基準**を遵守

- 収集・運搬
- 焼却等
- 埋立処分
- ・積替え保管施設での表示義務
- ・バグフィルター等の設置義務 等
- ・土壌層の設置と層状埋立
- ・ばいじんと水との接触低減 等

特別維持管理基準

焼却・熱分解・溶融・焼成施設、汚泥の脱水施設

特定一般廃棄物・
特定産業廃棄物の
処分の用に供される

or

一都九県に所在
青森、秋田を除く東北4県、神
奈川を除く関東1都5県

最終処分場

特定一般廃棄物・特定産業
廃棄物の埋立処分の用に供
され、又は供された



廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加え、**特別維持管理基準**を遵守

- ・排水、排ガスの放射能濃度の測定
- ・排水、排ガスの放射性物質の濃度限度の設定
- ・施設の敷地境界等での空間線量率の測定
- ・記録の作成、保存 等

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物処理施設

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて(平成24年11月)

➤ 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件については、平成24年8月20日の安全評価検討会における検討を踏まえ、**改正を実施**(平成24年11月に放射性物質汚染対処特措法施行規則を改正)。当該要件見直しの考え方については、以下のとおり。

- ① 施行規則制定後に得られた追加的な知見を踏まえ、放射能濃度が6,400Bq/kgを超える廃棄物が排出されておらず、**一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる都道府県については、対象地域から外す**ことを基本とする。
- ② さらに、放射能濃度が6,400Bq/kgを超える廃棄物が排出されておらず、**一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる特定の構造の施設・廃棄物の種類についても、当該施設・廃棄物の種類を要件から除外**する。
- ③ ただし、**公共下水道・流域下水道の流動床炉以外の焼却設備から生ずるばいじん**については放射性セシウムの溶出に関する知見が不足しており、**一般廃棄物・産業廃棄物の焼却施設から排出されるばいじん**は、放射性セシウムの溶出量が高いという知見があるため、**慎重な対処が必要**。よって、**引き続き現行の要件を維持し、今後、さらに知見が得られた場合には、改めて要件の見直しを検討**することとされた。

特定一廃・特定産廃要件見直し概要

施設の種類の	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	都道府県 その他
(1)水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設) ^{※1}	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限り)				○	○	○	○	○	○	○	○		
	流動床炉以外から生ずるばいじん				○	○	○	○	○	○	○	○		
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設) ^{※1}	脱水汚泥				○		○							
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○									
—	廃稲わら	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	廃堆肥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	除染廃棄物 ^{※2}	(除染実施区域内)												
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物 ^{※2}	(地域限定なし)												

凡例: □従来から要件外 ○要件から除外^{※3} ◻引き続き要件に該当 赤字(下線)は見直しによる変更箇所

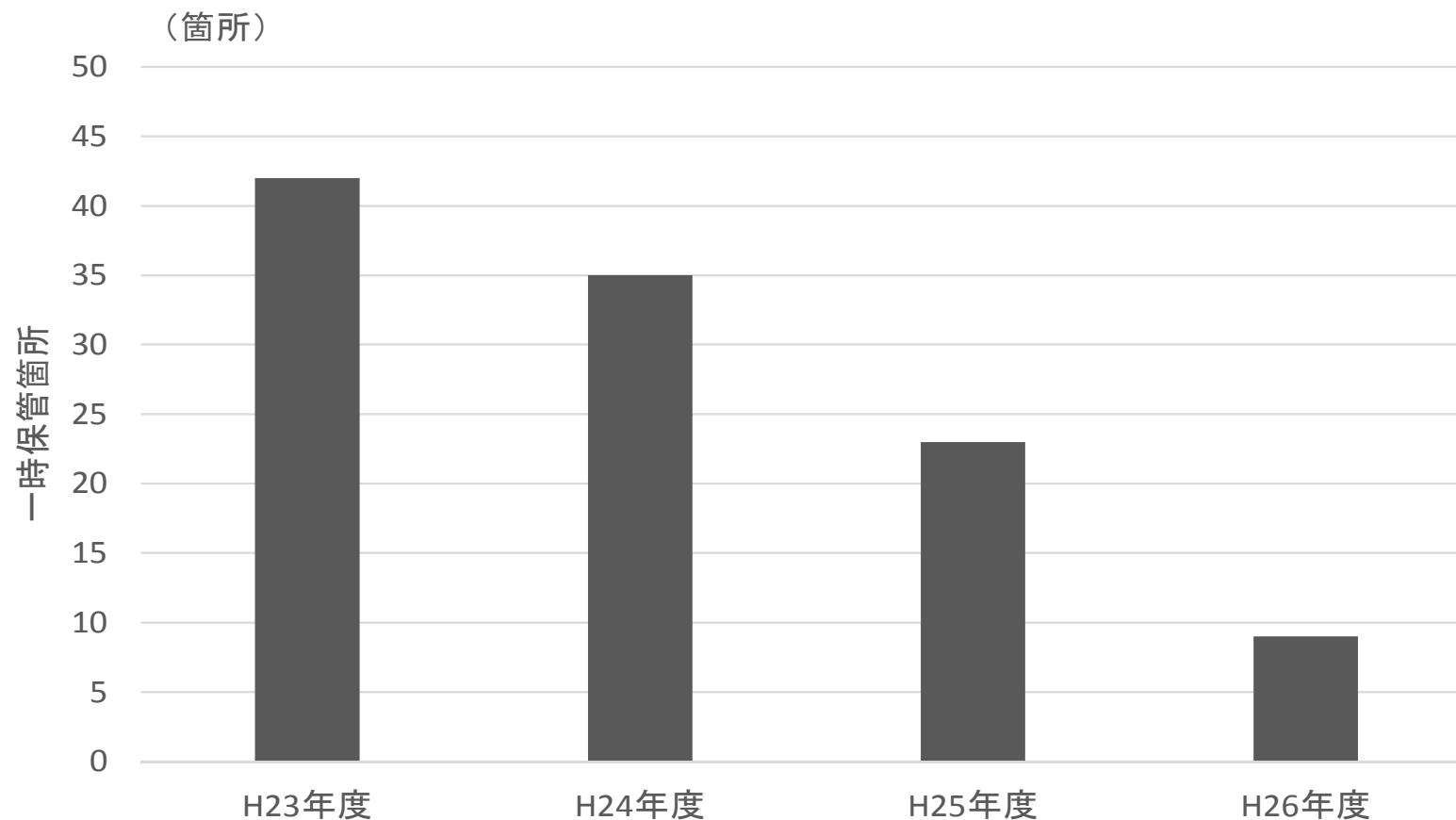
※1 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は要件から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、溶出に関する知見が不足しているため、分流式下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含むものとする。

※2 除染廃棄物については、規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物についても、現行の規定を維持する。

※3 要件から除外されるもののうち、廃稲わら・廃堆肥については排出時期を問わず特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外されるが、(1)~(5)の施設から生じる廃棄物については平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもののみ特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

特定一般廃棄物焼却施設及び特定産業廃棄物焼却施設を対象とした 廃棄物焼却施設における飛灰等の一時保管状況

16都県より環境省に報告された特定一般廃棄物焼却施設・特定産業廃棄物焼却施設を対象とした飛灰等の一時保管箇所数(指定廃棄物の保管は除く)の調査結果



※本調査は、回答のあった283施設から集計